

# 第 33 回アジア女性会議—北九州

## 報告書

### 目次

ページ

#### イベント

#### モルドバに避難したウクライナの女性と子どもたち

p.1~14

日時 2022 年 7 月 7 日(木)15:30-17:00

会場:オンライン視聴(Zoom)

言語:日本語/英語(同時通訳)

#### みんなでフェミニストとして世界を旅しよう!

p.17~43

#### ～SDGs チャレンジと共に～

日時 2022 年 9 月 30 日(金)14:00~16:30

会場:オンライン視聴(Zoom)、

会場視聴(北九州市立男女共同参画センター・ムーブ 5 階)

言語:日本語/英語(同時通訳)、要約筆記

## プライベート

# モルドバに避難したウクライナの女性と子どもたち

## プログラム

	ページ
〈開会式〉	
15:30-15:35	p.2
■主催者挨拶 堀内 光子 (公財)アジア女性交流・研究フォーラム理事長	
〈発表〉	
15:35-17:00	
■スピーカー1 「JICA によるモルドバへの協力について」	p.3~4
杉本 聡 (独)国際協力機構(JICA) ウクライナ・フィールドオフィス 首席駐在員	
■スピーカー2 「モルドバでの支援状況」	p.5~10
ヴラディミル・ネグラ 内務省 警察総監庁 国際関係・欧州問題局 局長	
■スピーカー3 「モルドバ議会における議論」	p.11~14
ロディカ・ザドニプル 国会事務局 支援と戦略開発部 上級コンサルタント	



## 開会式

**進行:** 本日は公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム主催、「モルドバに避難した女性と子どもたち」にご参加いただきありがとうございます。

本日のご登壇者は3名で、JICA ウクライナ・フィールドオフィスの杉本聡様、モルドバから、ウラディミル・ネグラ、ブラッドさんとロディカ・ザドニプル、ロディカさんです。まずは、アジア女性交流・研究フォーラム理事長、堀内光子よりご挨拶申し上げます。

### 主催者挨拶

堀内 光子 (公財)アジア女性交流・研究フォーラム理事長

日本の北九州からこんにちは。アジアやヨーロッパ、アフリカにおられる方々には、おはようございます。このイベントを主催しているアジア女性交流・研究フォーラム理事長の堀内光子です。お忙しい中ご参加いただいた皆様に、まずはお礼を申し上げます。今日のテーマは、本年、特に女性にとって深刻な出来事であるウクライナ危機に関連して、現在も人道支援を精力的に続けている、ウクライナのお隣の国、モルドバからの報告です。まず、最初に、このイベントにご協力いただき、お話しいただく、モルドバのお二人の公部門の高官、お一人は、ウラディミル・ネグラさん、内務省警察総監庁国際関係・欧州問題局局長、もうお一人はロディカ・サドニプルさんで、モルドバ議会事務局支援と戦略開発部上級コンサルタントです。

こうした機会を私どもが作ることができたのも、JICA(独立行政法人国際協力機構)のおかげで、厚くお礼申し上げますが、今日は、JICA ウクライナ・フィールドオフィス、首席駐在員の杉本聡様から最初にお話しいただくことになっております。ご参加の皆様は、日本の支援も含めての支援及びその必要性の全体像がお分かりいただけるかと思えます。

今日は、大変短い時間ですが、大きな心を持ったモルドバの人々の支援活動を、現地からのレポートで、お届けします。少し前に、モルドバを視察されたUN WOMEN 事務局長は、「モルドバは小さな国ですが温かい心を持った国です。モルドバでは、新型コロナウイルスの大流行が続いており、国の開発優先事項を達成する決意をした最中であつたにもかかわらず、ウクライナの砲撃や銃から逃れる大半である女性、子供、高齢者の人々のために国境を開放し、居場所を提供しました。現時点でモルドバでは、推定9万5千人のウクライナ人が国内で受け入れられています。戦争が始まって以来、さらに何千、何万という人々国境を越えて移動しています。」とモルドバからの帰国翌日の4月7日、国連安全保障理事会でこのように報告しています。

私は、ずいぶん昔に、冷戦構造下のオーストリア・ウィーンで、仕事をしていたことがあります。モルドバは、古くからありますが、独立したのは、冷戦終結後の91年ですので、最初の出会いのモルドバは、ソ連を形成する一地域でした。今日は皆さんとともに、ウクライナの人道問題がメインですが、モルドバの素晴らしい歴史・文化も知ることができる貴重な機会でもあります。ドイツから始まり、オーストリア・ウィーンを流れ、ハンガリーから、ルーマニアそして黒海に注ぐドナウ川を旅したことがあります。オデッサまで行きたいと思っていましたが、今だ、叶っていません。

2015年ノーベル文学賞を受賞したスヴェトラナ・アレクシェーヴィチ氏、彼女はウクライナ出身ですが、その著書「戦争は女の顔をしていない」を読み返しながら、戦争の大きな被害者の女性や子供達に思いをはせました。ここにご参加の皆さんも現状をよりよく理解し、これからの支援の輪につながることができればと思っております。

**進行:**次に、日本、特に JICA によるモルドバの支援状況について、JICA ウクライナ・フィールドオフィス、首席駐在員の杉本聡様にご説明いただきます。杉本様は、ウクライナ侵攻後、モルドバには 2 回出張し、具体的な支援について調査・検討を重ねております。それでは杉本様お願いいたします。

## 発表

### スピーカー1 杉本聡 (独)国際協力機構(JICA)ウクライナ・フィールドオフィス首席駐在員

こんにちは、私の方からは JICA によるモルドバへの協力についてお話をさせていただきます。モルドバは最近よく聞く国名ですが、大きさは九州よりやや小さく 264 万人がおり、首都はキシナウです。旧ソ連の時代にはキシニョフと呼ばれていましたので昔の地図はキシニョフと書かれていると思いますが最近呼び名が変わりました。ウクライナの首都がキエフからキーウと呼び方を変更した時期と同じく、モルドバの首都もキシナウとなりました。

JICA、日本と言っても良いかと思いますが、これまで 3 つの分野を重点項目として協力を行ってきました。

1 つ目は、経済発展の促進という事で主要産業に農業がありますので農業やそれを原料とした食品加工業とそれらの発展の原動力となるエネルギー供給の安定化があります。

2 つ目は、生活環境の改善です。この後少し具体的に説明させていただきますが、保健・医療分野や教育・人材育成分野について取り組んできました。

3 つ目は、民主主義の定着です。英語ではグッドガバナンスとも言いますが、基本的には汚職の防止や対策で、主にこれらの協力を行っているところです。

次に、資料が英語で、細かいのですが、今日の資料は皆さまに公開できる資料ですので興味のある方は後程資料をご覧ください。特に保健医療と農業についてまとめています。特に保健医療については、首都キシナウにあります主要病院に、今ある様々な医療器材を最新のものに交換するという協力を行っています。これは日本の円借款、いわゆる日本のソフトローンで行っている事業です。2013 年から事業を行い、2018 年に終了しています。一方、農業についても長い協力の歴史があります。昔から農業実施に必要なトラクターなどの農業機材を日本政府から供与する事業を行っております。この事業



は今も続いており、資料下にあります日本の ODA、ソフトローンを使いましてトラクターのみならず、農業の近代化に必要な様々な機材を提供する事業に取り組んでいます。

他にも色々行っていますが、ここでは主なものをあげました。これまでも日本は、規模は小さいながらも継続的に協力を行ってきたモルドバですが、ご存じのように本年 2 月 24 日のロシアによる侵攻により、隣国ウクライナでは大きな問題が生じています。モルドバへの避難民、モルドバを通り抜けた人たち、通り抜けて他の国に行った人も含めると 50 万人を超える方がモルドバを通過、又は滞在しているという事です。現在の滞在者数は 82,700 と資料には書いていますが、資料の数字が古く、昨日では 78,000 人くらいとなっています。ウクライナに戻る方もいますので少し減ってきたかな、という状況ですが、そうはいつても人口 264 万人の国に 8 万人近い避難民の方がおられるという事は、大変な状況だと思います。

ではモルドバが具体的にどのような形で受け入れをされ、どのような支援をされているのかということこのスライドで簡単に説明します。ここには書きませんが、現在ウクライナから出国できる人は、制限されています。ウクライナで戒厳令、マーシャルロー(martial law)が施行中であり、18 歳から 60 歳の男性は、国の防衛任務に就くため、出国できませんので避難民の多くは女性、子ども、高齢者もしくは病気を抱え、ウクライナでの治療が難しい方です。モルドバでは、非常に驚くべき事ではありますが、なんと避難民の 9 割の方は、一般のご家庭で受け入れています。避難民センター、日本でいうところの避難所に滞在される方は 1 割程度です。今は国連機関、UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)やユニセフ(国連児童基金)が中心となって日用品、食料品、生活費といった支援を行うとともに、モルドバ政府も医療や社会生活サービス支援を無料、もしくはほとんど無料に近い形で提供しています。

実際に私もモルドバに出張した際に、避難民センターを訪問しましたので、その様子の写真をご覧ください。

最後のスライドになりますが、このような状況に対して、日本政府や JICA がどのような協力を行ってきたかと申し上げますと、2 月 24 日以降多くの避難民の方が、モルドバにも退避されてきましたが、このような状況の中で非常に大きな問題となったのは、医療分野です。もともとモルドバでは限られた医療資源だったのですがこのような難しい状況でどう対応すべきかという事ですが、病気の方もウクライナから退避されているので、例えば人工透析やがん治療で沢山の治療薬が必要ですが、実はこれらの中にはウクライナで製造されているものもありましたが、物流がストップし供給出来なくなり、薬品が不足するという事も生じています。このような中日本として何ができるのか、という事ですが私も 3 月から JICA が派遣しました調査団に参加しまして、日本の得意な分野として医療器材について、どうしても機材は大切に扱っていても必要なものは老朽化して故障してしまう為、こうしたものを支援し、避難民の方も含めて十分なサービスが可能になる取り組みを始めています。一部機材についてはモルドバにすでに到着していますが、より多くの機材を届けるべく、JICA はモルドバ政府と協力しながら対応しております。また医療以外の分野についても今後協力を広げていき、このような困難な中でモルドバ政府が安定して様々な事に取り組んでいけるように、日本としても支えることができることを考えています。

今駆け足で申し上げましたが、ウクライナ・フィールドオフィスのサイトも作っております、さまざまな JICA の情報を掲載しております。日本語、英語で掲載しておりますので是非ご覧ください。このあとはヴラディミールさん、ロディカさんによる素晴らしいプレゼンテーションが行われると聞いておりますので私の話しはここまでとさせていただきます、お二人にバトンを渡したいと思います。どうもありがとうございました。

進行: 杉本様、どうもありがとうございました。

続きまして本日最初のスピーカーをご紹介します。モルドバからご登壇の、ヴラディミル・ネグラ、ブラッドさんです。ブラッドさんは、モルドバ共和国の内務省 警察総監庁 国際関係・欧州問題局 局長です。ブラッドさんには、モルドバ共和国の基本情報と共にモルドバ国のウクライナ人女性や子どもの避難民の支援をご報告いただきます。ブラッドさんのご発表は事前に収録しておりますが、そのビデオを流す前に、ブラッドさんに1分ほどの簡単な自己紹介を行ってまいります。ブラッドさん、よろしく申し上げます。

## スピーカー2 ヴラディミル・ネグラ

モルドバ共和国 内務省警察総監庁国際関係・欧州問題局局长

ご紹介ありがとうございます。みなさま、こんにちは。私は、ヴラディミル・ネグラと申します。私は、内務省 警察総監庁 国際関係・欧州問題局 局長です。私は昨年、JICA のトレーニングプログラムに参加しました。JICA 研修の卒業生で、主にジェンダー平等について学びました。今日のイベントに参加できたことを JICA に感謝申し上げたいと思います。それではモルドバ共和国の最新の情報と人道支援に関するこの地域の危機についてお伝えします。



モルドバ政府が、緊急事態であり、このような状況に対してどう取り組んでいるのかについて、主な問題点や避難民の方々がどのようにモルドバで過ごしているのかについてお話をしたいと思います。

最初は、小さいけれど美しい我が国について紹介し、その後には避難民への支援と、人道的危機の対応について説明します。

私の最初の発表は、私の母国、小さいけれど「美しい天国、モルドバ国へようこそ」というタイトルで歴史、文化、料理、民族衣装、宗教や、観光など、モルドバの有名なものについて説明します。まず歴史ですが、名前はモルドバ川に由来します。モルダヴィア公国ができた時に、この川が中心にあったのでモルドバという名前が付けられました。ドラゴシュ王子が野牛刈りに出かけ、モルダという猟犬が川で溺れたという由来であるという説もあります。モルドバ共和国はプルト川とドニエステル川に挟まれた地域に位置し、西はルーマニア、東と南はウクライナに隣接しています。

モルドバ共和国は、1991年4月27日にソビエト社会主義共和国から独立しました。そしてモルドバ憲法は1994年に採択されています。

モルドバ共和国の国旗は、青・黄色・赤で、いわゆるトリコロールの3つの色があります。また「リンバ・ノストラ」(Limba noastră)というのはモルドバ国歌のことで、ルーマニア語で1994年から使用しています。モルドバの面積は33,843 km<sup>2</sup>で政治体制は議会制をとっています。モルドバの人口は350万人、通貨はモルドバ・レウ、首都であり最大の都市はキシナウです。モルドバは32の県、3つの政令市、2つの自治区に分かれています。

モルドバにはいくつかの民族がおります。まずはモルドバ人、それからウクライナ、ロシア人などがいます。

私たちはモルドバの文化や遺産に誇りを持っており、重要な遺産があります。他にも考古学的にも重要な遺跡や要塞、修道院などもあります。

続いてこれがモルドバの料理です。モルドバにいらっしゃる機会があれば是非「ママリーガ」とか「サルマーレ」、「プラチンタ」などを召し上がってください。これから本当に美味しい伝統的な料理なのです。

そしてモルドバで有名なのは民族衣装です。ここにあるのがモルドバを代表する民族衣装です。

続いて宗教と観光を紹介します。モルドバはキリスト教の伝統が色濃く残る、モルドバ正教の国です。国内には 50 以上の修道院と 700 以上の教会があります。モルドバには様々な修道院があり、歴史があります。シュテファン大公の時代には数々の戦争があり、オットマン帝国(オスマン帝国とも言う)との戦いもありました。すべての戦いに勝っており、その勝利ごとに修道院を建立しました。ですからモルドバには有名な修道院がたくさんあるのです。

これは中世の要塞です。モルドバ共和国のほとんどの要塞は、中世のモルドバ領土を守る主要拠点で、これはシュテファン大公の統治中に建設されました。

モルドバは農業が盛んです。有名なのはブドウの栽培とワインの醸造です。モルドバのワインは世界的に有名で、その質はフランスに肩を並べるものです。他の国と違って、地下にセラーを持っています。ここにあるようにギネスブックにも載っており、「クリコバ JSC」は、地下施設をもっており、優れたワインとして世界的に知られています。モルドバには「全国ワインの日」があり、毎年 10 月の最初の週末に開催されます。それからワインフェスティバルも、ほとんどは首都になりますが色々な地域で開催されています。

皆さん、是非モルドバにお越しください。ご清聴ありがとうございました。

**進行:**ありがとうございました。ブラッドさんには大変すばらしい資料を作っていただきましたので、ご興味ある方は資料をご覧ください。続いてブラッドさんの後半のモルドバ共和国のウクライナ人女性や子どもの避難民の支援についてのご報告をご覧ください。

**ブラッド:**モルドバ国家機関による、ウクライナ人女性や子どもの避難民に対する支援について、どのように支援してきたかについてお話しします。

モルドバ国内におけるウクライナ避難民についての状況ですが、2022 年 2 月 24 日以降、モルドバ国内に約 50 万人の避難民が到着しています。うち約 10 万人のウクライナ避難民はモルドバ国内にとどまっており、うち 7,500 人がモルドバ共和国に亡命を申請し、避難民のほとんどが女性と子どもです。

一つ例を申し上げますと、モルドバ第 2 の都市バルティの人口は約 10 万人ですから、この危機に直面して、モルドバ共和国は、第 2 の都市人口相当分の人口増加に直面したということなのです。

ウクライナ侵攻は地域的、人道的危機を引き起こしており、すでに 150 万人のウクライナ人が家を追われ、近隣諸国に避難しています。モルドバはこうした避難民の受け入れ国かつ、通過国とみなされています。モルドバは小さな国ですが大きな心を持って、避難所や多くの提供を避難民に行っています。

2 月 24 日、モルドバ政府は領空の閉鎖を決定し、国家非常事態を発令し、出入国に対する特別体制をしき、避難民への特別措置とともに、国民と国家機関へ保護措置を講じ、経済事業者と公的機関の為の特別体制をとる事を当局に許可しました。

危機に対して、適切に対処してきましたが、まずはモルドバ共和国最大の避難民流入が起きました。避難

民の為の仕事は、内務省やその下部組織職員にとって大きな負担となりました。その影響は国境、国家警察、消防や移民・亡命局などにも及びました。この資料は、モルドバ共和国の対応を時系列にまとめています。

まず、流入当初から避難民の登録や入国が許可されました。第 2 フェーズでは 2 月 24 日から一時収容センターが特定されました。その当日には当局の支援を必要とする人のための緊急電話、グリーンラインが開設されました。2 月 28 日には一元的危機管理センターが開設され、3 月 3 日には避難民収容センターが 78 か所に開設され、即運用を開始しています。同日 3 月 3 日には EU 閣僚がウクライナ人に対する一時保護指令を発動しています。さらに 3 月 7 日には人道的支援の輸入手続きの簡素化を実行し、翌 8 日には第 1 回避難民調整会議が開催され、同日には EU はウクライナとの連携をはじめました。そして 3 月 22 日は EU 連携により、オーストリアへの第 1 便の運航が開始されました。

その後 3 月 31 日には一元的危機管理室を統合危機管理センターに再編した後、4 月 5 日にはモルドバ支援プラットフォームが発足されました。モルドバ共和国は、ウクライナ避難民への必要な支援のため、このように多くの取り組みを行いました。

この危機的な状況に誰が介入したのでしょうか？内務省と下部組織です。まずは率先して政府が調整し、内務省傘下の 5 つの下部組織と共に必要な対応を行いました。モルドバ国内の市民社会組織も、この危機的状況に対して重要な役割を担っています。

内務省の対応は、非常に明解で、公的秩序調整に必要な国家センターを設立し、3 か所に基本的人道支援のための臨時的トリアージセンターを設立しました。また避難民の入国を容易にするために国境通過点に追加ラインを設立し、ルーマニアと共同で危機対応室を設立しました。他には特に国境線に重点をおいたパトロールと任務を 3 倍に増やしました。

ボランティア支援によるプラットフォームとして、「モルドバ平和のためのグループ」を設立しています。また避難民を国境通過点から避難施設へ移送するための臨時的バスターミナルを開設しました。

ほかには、日々の情報を更新して確実に各方面へ伝達しています。

内務省の対応は非常に包括的で、支援への限界を感じる事はありませんでした。モルドバ共和国の初動やその対応により、避難民は迅速に支援を受ける事ができています。

3 月 1 日にはウェブサイト、[www.dopomoga.gov.md](http://www.dopomoga.gov.md) を開設しました。このプラットフォームはウクライナ国民がモルドバ共和国滞在中に利用できるサービスや支援情報を一元的に収集し、提供するために作られました。法律により外国人の滞在は 90 日以内と決められています。そのためこのウェブサイトは、モルドバに滞在する方への必要なホットラインなどの電話番号も掲載されています。移民、亡命局ホットライン、警察ホットライン、キシナウのウクライナ大使館、キシナウの無料宿泊施設、モルドバエキスポ(展示場)が提供する宿泊施設、弁護士支援や心理的支援、食料、子どもの事や財政支援、通信情報なども含まれています。さらにこのプラットフォームにはフライト情報やその手続きも含まれており、ウクライナ避難民への支援が促進されました。

次に宿泊施設についてです。2 月 24 日以降、当局は避難民のニーズに対し、全国 78 か所に避難民宿泊収容センター(RAC)を開設しました。現在 4,306 人がこのセンターに滞在しています。これらすべての情報はデジタル化されており、施設の空き状況も示されているので、地図上で今どこに避難民が滞在しているかが分かり、更に現在の利用可能な施設をみる事もできます。もし避難所が自分に合わないと感じたら別



の避難所を選ぶこともできます。

同時に複数のモルドバ人や企業が避難民を無償で受け入れる事も発表しています。多くの人々は、必要な支援をするための行動を起こしています。町や村の住人達からもウクライナ避難民支援のための宿泊施設、アパートの提供が行われています。

モルドバ内の避難民に対する現金支援プログラムについて説明しますが、これは3月25日に労働・社会保護相の出席のもと、国民難民高等弁務官事務所 (UNHCR) と国連世界食糧計画 (WFP) は、モルドバ共和国内でクレジットカードを利用した財政支援を開始しました。約10万人の避難民に、プリペイドカードが配布され、モルドバ国内での必要な生活資金として月額US120ドルが支給されました。この支給額はその後US190ドルに増額されています。

避難民に支給された現金の最新の情報です。これは UNHCR が提供する避難民への現金支援統計で、これはモルドバ国内に滞在する避難民への資金援助状況を示しています。

次に子どもの保護についてです。子どもの保護は、今最もデリケートな問題の一つとなっています。私は、モルドバ共和国が深刻な危機に直面するウクライナ避難民を、モルドバ国民と同じように扱い、取り組んでいる事実を特に強調したいと思います。子どもたちも同様で、必要な社会保障を受けています。

推定14万人の子どもたちがモルドバを通過し、3万6千人が領土内にとどまっています。児童保護団体は、移動中に親と離れ、同伴者のいない子どもが少なくとも2%ほどいると推定しています。つまり現在モルドバには、少なくとも780人の同伴者のいない子どもがおり、1,000人ほどの子どもたちは、モルドバ国内で危険にさらされているという状況です。すでに当局は11人の同伴者のいない子どもを見つけ、緊急保護施設に収容しています。この資料が子どもの年齢分布です。7～11歳の子どもの割合が最も高い事がわかります。

まずは、子どもの保護に関する優先順位として、子どもと家族の移動が安全かつ尊厳が守られ、十分な支援がモルドバで受けられることを第一と考えています。次にモルドバ内では、子どもと家族が安全で、子どもに対して優しい支援が速やかに受けられるようにしています。国家保護制度の強化も優先事項です。さらに親と離れ、同伴者のいない子どもや、危険にさらされている子どもの支援に関し、ブルドット・センターとコミュニティへの働きかけを通じて子どもたちとその家族に総合的なサービスを提供することも優先的にとらえています。

ブルドット・センターは、国境に3か所設置されました。このセンターは、危機的な状況にある子ども、心理的サポートの必要な子どもたちを特定し、必要な情報を提供しています。さらにセンターは子どもにとって役立つ場所として遊び場や休憩所も作り、同時に幼児を連れた母親の特別なエリアとしても提供されています。

次は子どもの避難民への権利についてです。皆さんもご存じの権利には住居、医療の提供も含まれていますが、当局が大変重視しているのは、子どもたちは意見も言えて、そうした話を聞いてもらえるという事です。さらに子どもへの心理的サポートと、モルドバの教育システムに参加できるという点も重要です。多くの子どもたちは、我々の学校に登録できるようになっています。

その教育へのアクセスについて説明します。3月15日には教育研究相はウクライナ避難民の子どもたちがモルドバ共和国の一般教育機関に入学することを承認しました。これはとても良いアプローチだと考えています。これは学生として通学できるということ、それから聴講生として教育機関に通学もでき、課外活動にも

参加できます。さらに青少年センターの非公式活動にも参加できますし、心理的サポートとリハビリを受ける事も出来ます。現在、提出された申請書に基づき 1,856 人の子どもたちが一般機関に入学しています。

幼稚園などの義務教育前の子どもたちに関しても、いくつかの施設がオープンにされていて、11%にあたる 170 人がルーマニア語で、その他ロシア語での教育を始めています。

「ヘルプミーヘルプユー」という情報のキャンペーンも始めております。これはキシナウ市役所とキシナウ市議会子どもの権利保護総局が始めました。このキャンペーンは、市民への周知を図るとともに、市の特別サービスとして避難民に提供しており、子どもたちをモニターし特定するためのものです。これは、キシナウで生活するうえで、彼らが抱える問題を見つけ、解決に向けた具体策を講じる事を目的としています。このキャンペーンは 5 月 30 日から始まり、8 月 27 日まで実施しています。

4 月 30 日にモルドバ内務省は、モルドバ避難民の子どもたちと内務省職員を対象に、「ゆとりの日、子どもたちに喜びを」というイベントを開催しました。このイベントには内務省職員の子どもたちも参加して、双方でチョコレートの卵を探すゲームから始まりました。

次に 100 人の避難民の子どもたちを対象にしたアートセラピー、「ウクライナの私の家」プロジェクトについて説明させてください。これは芸術家のヴァレリア・バーバスによるプロジェクトで、子どもたちに対して心理的サポートを行うもので、絵を描く、という行為を通じて気持ちを表現するものでした。彼らの作品は、モルドバ国会議事堂に展示されました。

これらはモルドバ国民からウクライナ避難民へのおもてなしの一環と考えています。そして子どもたちへの無料活動やサービスも提供されています。これはオープンドアポリシー（注：いつでも、自分のドアを開放する姿勢）に基づいています。子供たちがスポーツなどに参加する機会を与えることを目的に、博物館、美術館、フットボールアカデミーや IT アカデミー、劇場などもこの企画に参加しています。

次は女性の保護についてです。統計からすると、全避難民の 66%が女性と女兒であることから、これも非常にセンシティブな問題で優先事項が高いことがわかります。成人避難民の 80%が女性で、全国民の 25～44 歳の女性の 2 人に 1 人は避難民であるのです。そしてこの状況はシンプルなものではなく、もともと脆弱な立場の子どもや女性に対しては、リスク分析を行い、できるだけこれらのリスクを緩和するように、また何かの犠牲にならないようにと考えています。

摘発当局は、インターポール（国際刑事警察機構）やユーロポール（ヨーロッパ刑事警察機構）と協力し、犯罪を撲滅するための犯罪者逮捕などにも協力しています。

UNFPA（国連人口基金）が「オレンジセーフスペース」を開設しましたが、これは非常に重要な場所です。このオレンジセーフスペースは、ジェンダーに基づく暴力、性と生殖に関する保健サービスを提供しており、我々政府も援助している機関です。

ウクライナ避難民は、モルドバ人と同様の医療サービス、医療援助といったヘルスケアを無料で受ける事ができます。具体的には、出産前後のサービス、家族計画サービス、出産、帝王切開手術、各種感染症の治療や子宮頸がん細胞診検査などを受けることができ、私は、これは非常に素晴らしい取り組みだと思っています。

モルドバでは、避難民女性の 80 人が出産しました。さらに現在 1,700 人が妊娠中です。これらは統計に基づいており、モルドバの社会援助システムがきちんと機能していることを表していますし、ウクライナの女性がモルドバの施設を活用できていることを嬉しく思います。

モルドバ共和国雇用庁によりますと、現在 413 名のウクライナ女性が雇用されています。プログラマー、エンジニア、縫子、販売員、料理人、医師、教育者、看護師、生産部門オペレーター、顧客サービスエージェントや各業種のマネージャーなどです。

さてウクライナ人の女性とモルドバのコミュニティとの社会的つながりについてお話します。「カサ・マリオリレイ」(Casa Marioarei)という地元女性が作っている NGO で、平和的共存を促進する団体があります。この団体は、イースターのイベントを開催し、416 人が参加しました。また国際デニムデーには性暴力に対する啓発キャンペーン「ラ・ストラダ」の一環としてイベントを行いました。他にウクライナ避難民の女性との相互理解の促進や伝統や習慣の交流のためのイベントを行っています。地元の伝統的なおいしい食べ物やイースター料理と一緒に作りました。こうしてモルドバとウクライナの女性のつながりは、一層深まっています。非常に状況は厳しく、更にこの状況は続くと思います。モルドバは経済的危機という自国の問題を抱えながらも、モルドバ政府は全力の援助をしています。

避難民の方々に最大の援助をしたい、最高の環境を提供したいと努力しています。もちろん状況は簡単なものではありませんが、モルドバ国民は温かい大きな心を持っています。隣国、その他の国であっても、支援が必要な方がいれば私たちは、彼らに手を差し伸べたいと思います。

データにも示されていましたが、危機が起こった最初の 3 か月は、警察官は疲労困憊したと聞いています。24 時間、1 週間に 7 日働き、避難民へ安心と安全を提供しようと努力していました。これらは簡単な事ではありません。当然、犯罪はモルドバ国内でも増えておりますし、ウクライナの避難民に関わる交通違反も増えています。現在キシノウで起きている交通事故の 20%がウクライナ人によるものとされています。またリスクや脅威を評価してみると、麻薬市場、合成麻薬もモルドバに持ち込まれ、ウクライナから来た女性や子どもたちが、人身売買の犠牲者となっています。彼らの脆弱性に付け込んだ犯罪者集団がいるのです。武器の密輸やサイバー犯罪などもありますが、こうした問題は、必ずモルドバで対処しなければならず、解決しなければ欧州の問題となってしまうからなのです。ご清聴ありがとうございました。

**進行:**モルドバ国の支援詳細、特に子どもや女性への支援体制も良くわかる内容でした。ブラッドさん、ありがとうございました。続きましてロディカ・ザドニプル、ロディカさんです。ロディカさんは、国会事務局 支援と戦略開発部 上級コンサルタントとしてご活躍されており、今回はモルドバ議会での難民危機に関する重要な議論と結論について発表いただきます。

## スピーカー3 ロディカ・サドニブル

モルドバ共和国議会事務局支援と戦略開発部上級コンサルタント

皆様こんにちは。私はロディカ・サドニブルと申しまして、国会の議会事務局で仕事をしています。今日はモルドバ共和国議会でのウクライナ避難民への重要な議論についてお話をしたいと思っています。このお話しが更なるディスカッションの刺激と踏み台になればと思います。

私は、モルドバ共和国議会での難民危機に関する重要な議論についてお話しします。モルドバ議会は国の最高代表機関であり、唯一の立法機関です。101名の選出された議員からなる1院制で、議員の任期は4年です。常任局と常任委員会がその事務局を務めています。現在イゴル・グロス氏が国会議長を務めています。



モルドバ議会は近年、意思決定における女性議員の数を増やし、目に見える推進を遂げています。2020年には大統領に、2021年には首相に女性が選ばれました。

今日モルドバは欧州でも、議会に占める女性議員の割合が高い国となっています。現在、モルドバ共和国議会では40人の女性がおり、議員総数の39.6%を占めていることを誇らしく思います。このモルドバ共和国議会に占める女性議員数は過去最高で、近年国会は政党の候補者リストや政府閣僚に最低40%の女性比率を確保することを重要な法案として採択しました。これにより選挙で選ばれる男女比は、劇的に変化し、今後も確実に女性が少なくとも40%は占めるようになります。また今期議会は、女性に対する暴力および家庭内暴力の防止対策に関する欧州協議会の条約を批准しました。またモルドバ共和国議会では、女性議員のプラットフォームが発足したことも重要な成果です。この女性議員のプラットフォームは、立法議会の監視と代表のプロセスを支援し、女性、男性、少年、少女、特に不利な立場の人々は、意思決定の過程の参画を作りだしてくれることでしょう。

ご存じのように、2月24日のウクライナ侵攻は、地域及び国家の安全保障を脅かす懸念となっています。そのためモルドバ共和国議会は、同日60日間の非常事態を宣言しました。この非常事態は4月21日から、更に60日間延長され、6月23日は三度目の非常事態として、さらに45日間延長されました。非常事態の間、特例委員会は避難民の出入国に関する特別体制を確立し、すべての公共の集まりを禁止し、マスメディアの活動を強制しました。この措置はフェイクニュースの流布を避けるために重要なのです。紛争により非常事態と並行し、COVID-19の対策は3月に解除されたものの公衆衛生に関する非常事態は、4月15日まで延長されました。モルドバ共和国は、必要に沿った支援を行っています。難民の基本的、生理的、安心・安全に対するニーズ、認知、尊重、帰属意識、自尊心などの支援に従属することに力を注いでいます。ですからモルドバ政府は難民キャンプの建設を避け、学校、大学、ホテル、観光施設など難民の宿泊施設として利用可能なすべてのインフラを提供しています。

イゴル・グロス国会議長は、キエフを訪問し、ウクライナ国会の議長と対面しました。この訪問には国家安全保障、防衛、公共秩序委員会の委員長も同席しました。彼らは、ブチャ、ゴストメル、イルピンなど、全世界に衝撃を与え、残虐な被害を受けた地域を訪問しました。キエフで行われた会議では、我が国の大企業

からウクライナ政府関係者へ地雷除去のための技術者をウクライナに派遣し、民間人が安全に暮らせる用意がある事を伝えました。

モルドバ共和国政府はすでに 120 万ユーロに及ぶ人道支援援助を、ウクライナのピンニツァとオデッセイ地域に行っており、現在日用品など、次の人道支援物資供給が進んでいます。モルドバ議長は、紛争初日に、ウクライナとウクライナから避難した国民と共にあり、自由な領土保全のために戦っているウクライナ国民と連帯し、あらゆる必要な支援を提供し続ける事を強調しました。

これまでにウクライナから、約 50 万人の避難民がモルドバ共和国に避難し、うち約 10 万人の半分以上が子どもであり、彼らが 96 以上の一時避難所、ゲストハウス、ホテル、モルドバ人家庭などに滞在しています。これらの機動力は驚くものでした。ウクライナから来た約 2,000 人の子どもたちはすでに一般教育機関に編入しています。4 月の国家本会議で、議長はウクライナの映像を流しました。紛争の残虐性を示す一部をご覧ください。(ウクライナ侵攻に関する映像が流れる)

ご覧頂いた通り、この映像はウクライナ紛争への関心を高めるもので、本会議に出席していた議員にとっても感情を揺さぶる瞬間でした。

議会の議題となった、難民危機問題についてですが、モルドバ共和国は、国連世界食糧計画(WFP)と覚書を締結する意向でウクライナ難民支援に必要な枠組みになると確認しています。覚書の締結は WFP との活動続けるため必要となります。国会の外交、欧州統合委員会のメンバーはこの覚書の調印を承認し交渉の開始を支持しました。署名後、この覚書は国会で批准されることになっています。また外交政策、欧州統合委員会はこのレポートの報告を行いました。このミーティングの参加者は、避難民の流入に対処するという話を話し合いました。そして彼らの法的立場に対して対処が必要であり、新しい避難民の流入に対してどのように対処するかについて話し合いました。ウクライナから入国した人々に与えられる法的な滞在資格についてですが、これはモルドバ共和国に対して 7,898 名の亡命申請件数があり、そのうち 88%がウクライナ人の亡命申請件数となっています。まずは難民として認定され、それから人道的保護、一時的保護、最終的には政治亡命という法的な立場が与えられることとなります。スイスはこの難民危機管理のための助成金を設けています。外交政策、欧州統合委員会が交渉を開始し協定締結の承認をしました。このスイス開発協力機構(SDC)との間で US222 万ドルの助成金を得る事になりました。ポーランドは、モルドバの国家予算に 1,000 万ユーロ提供しました。これは難民危機管理費も含まれています。そして経済、予算員会、外交政策、欧州統合委員会は、この融資の承認の報告を承認しました。これは議会でも承認されています。

また議会において、第一次検討会で採決したものがありますが、欧州国境沿岸警備機関(FRONTEX)の専門家が、国境付近の避難民の流入管理においてモルドバ当局を支援しました。さらにこの文書においてモルドバ共和国と EU は、FRONTEX の活動に合意しました

またセーブ・ザ・チルドレン・ルーマニアの代表と会議を行い、ウクライナ避難民の子どもたちの状況について話し合いました。このミーティングには、国家安全保障、防衛・公共秩序員会の副委員長が参加し、ウクライナ避難民の状況について、社会としてどのような援助がなされるのかという協議を開始しました。現在モルドバには 4 万人のウクライナ避難民の子どもがおり、その保護、雇用、教育、医療システム、サービスへのアクセスについて話し合いました。

このような危険な状況にある子どもたちは、保護されなければなりません。モルドバの子どもたちと同じ医療と権利を有しています。我々の領土において、もし保護者がいない場合には、ウクライナの居住施設から

避難センターに収容されますが、現在 150 名います。これは子どもたちの家に特定され、危機的状況にある子どもたちがこうした避難所に移されています。「子どもたちの目から見た平和と戦争」という、議会が主催した絵画の展示会を開催しました。戦争や平和に対する、避難民の子どもたちの気持ちを表したもので、これは一時的な避難センターでもおこなっており、バルト諸国の元首たちも参加し、国際子どもの日のイベントとして開催しました。特に子どもたちへの避難民センターへの支援として、議会議員の事務局が、避難民の子どもとの連帯を呼びかけ、さらに寄付も呼び掛けています。

6 月 1 日は議員の子どもたちや、議員、副委員長などが集まって避難民の子どもたちも参加した、「ヨーロッパ・デー」を開催しました。このイベントは人権・民族間関係委員会の副委員長が企画し、議会議事堂の前で、歌やダンスなど様々なイベントを行いました。

次に社会的包摂や雇用についてです。ウクライナの方々にモルドバ内で雇用を確保する努力をしています。すでに 1,000 人が、ウクライナ人の雇用に関心を示しました。139 社がウクライナ避難民の為に求人を募集しています。また同一労働同賃金へのイニシアチブを議会が支持しています。このような取組みが女性議員によって提案されており、従業員は同等の仕事、又は同価値の仕事の遂行における性別による報酬情報を要求できるようになりました。これによって法律の改正があり、社会的政策や雇用も大きく変わりました。議会、委員会において男女の賃金同等に取り組んでいます。雇用主は、職種や職位による男女別平均報酬を通知する義務を負う事になりました。皆様ご清聴ありがとうございました。

**進行:**ありがとうございました。すでにチャットボックスにはお二人への質問には回答してもらっておりますので、まずはロディカさん、これまでチャットボックスに来ていた質問内容を要約して短く話していただけますでしょうか。

**ロディカ:**一つあります。議会として立法の権限があり、そして危機管理に対しての役割が立法機関としてあるのかという質問でした。

代表する機能として、政府は、その役割と責任があり、その中心で、危機管理の中核であります。その中で議会の役割というのは支援をするという事で、議会は立法的支援をするという、法的な機関なのです。

女性議員のプラットフォームが最近発足しましたが、この発足によって発言権が明確になり、色々な措置に対し、避難民にとっても国内住民にとっても重要な課題に対して発言することができます。今後 9 月にはこの側面についてもお話しさせて頂ければと思います。より目に見える情報を皆様に共有することが 9 月にお話しできると思います。

**進行:**ありがとうございました。

最後にブラッドさん、なぜモルドバでは、グリーンライン開設や、ウェブサイトの開設といった素早い対応ができたのでしょうか？教えてくださいという質問が来ています。お答えいただけますか？

**ブラッド:**ご質問ありがとうございます。まず政府は、危機の前、人道支援を行う前にリスク評価をしていたという事です。これは国際機関、パートナーとの共同であります。このような危機が起こりうることを事前に聞いていて、それに基づきモルドバ政府は共同で準備を始めていました。事前に介入や措置が必要なのが

分かったので増員できましたし、ボランティアなども活用することができました。内務省が初動措置をとりました。具体的にはボランティアをプラットフォームとして活用することで、記録的な危機に対し、適切な対応と解決策を見出すことができました。そして、どうすればすべての避難民に安心・安全を届けられるかを考えながらモルドバでどのような対応ができるのかを考えました。

これらは一筋縄ではいきません。と言いますのも、色々な質問がありましたが、その中の一つは、職員の不足についてです。我々もそれを認めています。モルドバや他国もそうですが、特に公共セクターが直面しているのがこの問題なのです。特に専門職が不足しているのです。我々はそのため、国境通過点における職員数を3倍に増やすという取り組みもしました。その他のオフィスからサポートを受けるための人員配置手配も行いました。手短に良い例を申し上げます。これはモルドバの首都でおきていることですが、避難民流入の第一波の時、週末にモルドバ警察は、24時間7日間の対応をするために短期間の休暇を取り、そのために首都以外の人たちを配備しました。それにより我々は、確実にセキュリティを民間人に提供することができました。週末の人員を他から配置するという事は、容易な事ではありませんでした。そして我々は更に集中的にデジタル化を実装し、スタッフ不足を補完することで、効率的に危機に対応してきました。

**進行:** どうもありがとうございました。最後にアジア女性交流・研究フォーラム理事長の堀内より閉会の挨拶をいたします。

**堀内:** ブラッドさん、ロディカさんお二人ともありがとうございました。本当によくまとめられたお話しで、状況がよくわかりました。また JICA の杉本さんにもご参加いただき、素晴らしい支援状況をご説明いただきました。皆さんは大変お忙しい状況の中でご協力いただきましたことを感謝申し上げます。ご出席された皆様も最後まで熱心に聞いていただきました。時間配分が悪く、もう少し長い時間で開催すればよかったと反省しておりますが、本当にありがとうございました。

先ほどもお話しが出ていました、9月のアジア女性会議ですが、今年は、これまでに JICA 研修に参加された方々にご登壇いただく予定です。本日お話しいただいたブラッドさん、ロディカさんも再び9月30日のアジア女性会議にお話しいただきます。

本日のイベントも含めこうしたことができますのも、JICA の来日研修事業のおかげなのです。我々はその実施に携わっている事で、こうしたイベントを行う事ができます。どうか皆様、引き続き9月30日のアジア女性会議の方のご参加もよろしくお願いいたします。

**進行:** 皆様、本日はご参加いただきありがとうございました。









3 か国目：モルドバ共和国

p.34～38

- (1) オリジナル動画によるマラウイ共和国の紹介
- (2) モルドバ共和国の SDGs ゴール 5、ターゲット 5.5 に関する発表

ツアーガイド：

**ヴラディミル・ネグラ** 内務省 警察総監庁 国際関係・欧州問題局 局長

**ロディカ・ザドニプル** 国会事務局 支援と戦略開発部 上級コンサルタント

4 か国目：フィジー共和国

p.39～43

- (1) オリジナル動画によるマラウイ共和国の紹介
- (2) モルドバ共和国の SDGs ゴール 5、ターゲット 5.4 に関する発表

ツアーガイド：**シャミム・ザフィヤ** フィジー道路局 コミュニケーション部

コミュニケーションと社会セーフガード担当官



## 本会議の発表で言及するSDGゴール5のターゲット

### ターゲット 5.1（ブータン王国の発表で言及するターゲット）

あらゆる場所における全ての女性及び女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。

### ターゲット 5.2（マラウイ共和国の発表で言及するターゲット 1 つ目）

人身売買的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女子に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。

### ターゲット 5.3（マラウイ共和国の発表で言及するターゲット 2 つ目）

未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。

### ターゲット 5.4（フィジー共和国の発表で言及するターゲット）

公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。

### ターゲット 5.5（モルドバ共和国の発表で言及するターゲット）

政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。

### ターゲット 5.6

国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。

### ターゲット 5.a

女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。

### ターゲット 5.b

女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。

### ターゲット 5.c

ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

抜粋元：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/goal5.html>

## 開会式

**進行:** 本日はアジア女性交流・研究フォーラムのオンラインイベントにご参加いただきありがとうございます。

今日は、ブータン王国、マラウイ共和国、モルドバ共和国、フィジー共和国をフェミニストとして皆さまと一緒に旅します。旅の目的は、みんなで楽しく4カ国を訪問し、SDGsのゴール5、ジェンダー平等の実現への取り組みを学びます。

そして今日は皆さんと一緒に、北九州市立大学の田村ゼミの大学生も、最初の質問者としてこのツアーに参加しております。

さあ、いよいよ出発です。まずは、出発地である、北九州市の北橋健治市長からのご挨拶です。

来賓挨拶

北橋 健治

北九州市長

**北橋:** 第33回を迎えた「アジア女性会議—北九州」の開催を心からお慶び申し上げます。

この会議は、1990年の「アジア女性交流・研究フォーラム」の設立以来、フォーラムを代表する事業として毎年開催されてきました。会議を支えてこられたアジア女性交流・研究フォーラムの堀内理事長をはじめ、関係の皆様の熱意とご尽力に深く敬意を表します。



今年のアジア女性会議のテーマは「みんなでフェミニストとして世界を旅しよう！ ～SDGs チャレンジと共に～」であります。来年2023年は、国連の定める世界共通目標であるSDGsの中間年を迎えますが、まさに節目にふさわしいテーマといえます。

北九州市はOECD(注/Organization for Economic Co-operation and Development 経済協力開発機構)から「SDGsに向けた世界のモデル都市」に選定されており、SDGsのトップランナーを目指し、女性の地位向上をはじめとした、誰もが安心して暮らし、活躍できるまちづくりを進めています。

共にSDGsの達成に取り組むブータン、マラウイ、モルドバ、フィジーでのジェンダーに対する取り組みを共有いただくことは、市民にとっても貴重な機会であります。

本日の登壇者は、JICA九州とアジア女性交流・研究フォーラムが約30年にわたり連携して実施しております「行政官のためのジェンダー主流化政策」研修の修了生であり、本市に滞在し、学ばれた諸外国の行政官もいらっしやると伺いました。

残念ながら本年も、新型コロナウイルス感染症の影響でオンライン開催となり、参加者と再び、ここ北九州市で直接お会いできなかったわけですが、本日のこの会議において、アジア女性交流・研究フォーラムとのネットワークを築いていただき、活発な意見交換の場となることを期待しております。

結びに、この会議が実り多いものとなるよう、そして、ご出席の皆様の今後ますますのご活躍・ご健勝をお祈りして、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**進行:**本日のオンラインツアーは JICA の事業のおかげで企画することができました。同じく出発地・北九州市にあります JICA 九州センターの次長、守屋貴裕様です。お願いいたします。

ゲストスピーカー 守屋 貴裕 (独)国際協力機構 (JICA) 九州センター次長

**守屋:** 皆様、こんにちは。ただいまご紹介に預かりました、JICA 九州の守屋と申します。本日は、第 33 回アジア女性会議の開催にお慶びを申し上げます。

また、この機会にお話をさせていただくという貴重な機会をいただきまして、アジア女性交流・研究フォーラムの堀内理事長をはじめ、スタッフの皆様には厚く御礼申し上げます。

また、北九州市・北橋市長におかれましては、冒頭に本会に向けご挨拶をいただき、誠にありがとうございます。

北九州市は自治体としていち早く SDGs に取り組み、アジア地域で初の「SDGs 推進に向けた世界のモデル都市」に選定されましたが、1990 年には女性の地位向上に着目し、アジア女性交流・研究フォーラムを設立するなど、北九州市の将来を見据え、持続可能性を意識した革新的な取り組みが数々行われております。

私ども JICA は、日本の政府開発援助 ODA のうち二国間援助を一元的に担っている機関であり、海外に約 100 カ国、国内に 15 カ所の拠点を有しております。

「信頼で世界をつなぐ」という組織ビジョンのもと、開発途上国との信頼関係を特に重視し、各種協力事業に取り組んでおります。

JICA 九州は、今から 33 年前、1989 年にここ北九州市に設立され、九州の全 7 県と開発途上国とを結ぶ結節点として、地域の特色を生かした国際協力及び国際協力を通じた地方創生の二本柱をもとに、開発途上国の行政官などが我が国の経験・技術をもとに新たなアイデアを共創、共に創る、研修事業の実施や、自治体・NGO(非政府組織)・大学・民間企業等と連携した事業、日本のグローバル人材育成のための事業、海外協力隊の募集支援などの事業を展開しております。

ジェンダー平等につきましても、JICA では「性別にとらわれず、誰もが能力を発揮できる社会に向けて、女性や女児のエンパワーメントを推進し、人々の意識・行動を変えることで、ジェンダー平等で公正な社会の実現を目指す」との方針のもと、各種取り組みを行っております。

「行政官のためのジェンダー主流化政策」研修はこの取り組みの一つであり、JICA 九州が所管し、アジア女性交流・研究フォーラムの皆様にご協力いただきまして実施しております。

本研修の前身となります「第 1 回 女性の地位向上のための行政官セミナー」を 1992 年度に開催して以来、これまでに、この北九州市で 91 カ国・480 名もの研修員を受入れてまいりました。

この研修期間中、研修員のために、日本や北九州市のジェンダーに関するご知見・ご経験の共有のみならず、市民の皆様や未来を担う学生の皆さんとの交流や意見交換の場を設けていただきました。

ジェンダー平等に対する人々の意識・行動は少しずつ良い方向に変化してきているところですが、この研



修にかつて参加した元研修員及び市民の皆様も一緒になって、SDGs の 5 つ目のゴールであるジェンダー平等について考える有意義な機会となり、実りある時間となりますことを期待しております。

最後となりますが、これまでジェンダー主流化推進などに関する精力的な活動を続けてこられたアジア女性交流・研究フォーラムの皆様におかれましては、改めてそのご尽力に心からの敬意と感謝を申し上げますと共に、本会議にご出席の皆様のご健勝を祈念申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

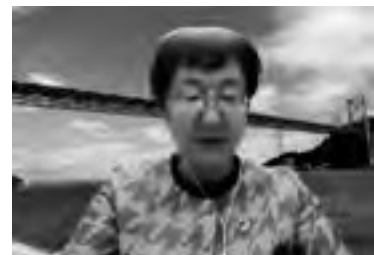
**進行:** 続きまして、主催のアジア女性交流・研究フォーラムより、理事長の堀内光子より、皆様にご挨拶を申し上げます。

## 主催者挨拶

堀内 光子 (公財)アジア女性交流・研究フォーラム理事長

**堀内:** 日本の皆様、こんにちは。日本以外の皆様にも「おはようございます」「こんばんは」そして「こんにちは」を申し上げます。

本イベントの主催をしております、北九州市にありますアジア女性交流・研究フォーラム理事長の堀内光子です。皆様、第 33 回アジア女性会議にご参加、本当にありがとうございます。



本イベントはオンラインで世界を、具体的にはアジア・太平洋・アフリカ及びヨーロッパを、残念ながら南北アメリカ地域はありませんが、旅をして、それぞれ特色のある風景・文化も楽しみながら、国連の持続可能な開発 SDGs の目標 5、すなわちジェンダー平等と女性・少女のエンパワーメントについて、各国の取り組みを視察します。

この旅を通じて、一人一人の違いを尊重し、誰一人取り残すことのない社会をつくるのがいかに大切かを感じていただきたいと思っております。

各国の映像は、訪問国で JICA の海外協力隊としてご活躍いただいている皆様の撮られた写真を編集しております。また、本日各国の案内人を務めておられる方も、JICA が主催し、私どもが実施している「行政官のためのジェンダー主流化政策研修」にご参加いただいた、途上国の公務員の方々です。最初に、JICA 様をはじめ関係の皆様のご協力に感謝申し上げたいと思います。

フォーラムは 2016 年のアジア女性会議で、この年から始まった国連の新目標「SDGs」をテーマに取上げ、女子差別撤廃委員会で日本人として初めて委員長を務められた、弁護士の林陽子さんに基調講演をしていただきました。林先生にお願いしたのは、「全ての人々の人権が重要」とのメッセージを出したかったからです。

SDGs はご存じのとおり、国連で初めて先進国も対象とした開発目標です。2030 年为目标年で、来年 2023 年は目標までの中間年になります。

今回再びアジア女性会議でこのテーマを取上げ、各国での進歩や課題について、ブータン、フィジー、マラウイ、モルドバの 4 カ国に発表をしていただきます。

残念ながら日本はジェンダー平等後進国で、その主な原因は、政治や仕事の世界で女性のリーダーが極めて少ない、ということにあります。

特に日本でジェンダー平等を進めるためにも、さあ皆様、これから一緒にフェミニストとして、ジェンダー平等の旅に出かけましょう。

**進行:** それでは早速、旅に出ましょう。本日のナビゲーターは、フィリピンのジェンダー専門家のセシリア・ファンタスティコさんです。

## ナビゲーター セシリア・ファンタスティコ ジェンダー専門家/フィリピン

**セシリア:** おはようございます。

私は皆様にお見せしたいビデオがあります。私の母国フィリピンの紹介ビデオです。それではビデオを流していただけますでしょうか。



### フィリピンの紹介ビデオ

**セシリア:** ありがとうございます。フィリピンの様々な様子を見ていただきました。日本とフィリピンは ASEAN(注 / Association of South East Asian Nations 東南アジア諸国連合)の加盟国です。

ビデオを楽しんでいただけたと思いますので、ぜひフィリピンを訪れてください。日本の皆さん、フィリピンはとて過ごしやすいところです。

私はセシリア・ファンタスティコと申します。今日は皆さんのナビゲーターを務めます。それぞれの国を訪問していきますが、まずブータンです。そしてアフリカのマラウイ、ヨーロッパのモルドバ。最後はフィジーの ASEAN 諸国となります。

それぞれの文化を学びますが、最も重要なことは、それぞれの国がどのように SDGs の目標 5、ジェンダー平等の実現をおこなっているかということです。ぜひそれを学びたいと思います。

1 カ国目はブータンです。それでは、ブータンの旅に皆さんをお連れします。

## 発表 1 カ国目 ブータン王国

### ブータンの紹介ビデオ

**セシリア:** ありがとうございます。ブータンは、「最も幸福度が高い国」として知られています。平均的なブータンの皆さんは、人生を私たちよりもエンジョイしているということです。日本人やフィリピン人よりもブータンの皆さんは人生をエンジョイしているということは、男女共に言えることでしょうか。それを聞きたいと思います。

ブータンのツアーガイドは、ウゲン・ツォモさんです。ウゲンさんは 2017 年の JICA 研修に参加され、ブータン国、女性・子ども国家委員会の女性部チーフプログラムオフィサーです。



ウゲン：皆さん、こんにちは。ブータンの女性・子ども国家委員会について発表させていただきます。使命とビジョン、ブータンの女性と子どもの状況、法的枠組み、ジェンダーに基づく暴力に関するサービス、課題、今後の展開、の順でお話をします。



まず、我々のビジョンは、生活のあらゆる面において、子ども、女性、男性が平等で尊重し合い、調和の中で生きる幸福な国家をつくることです。

そのための使命は 2 つあります。「ジェンダーに配慮した介入を通じて女性の権利を保護し促進させる」と。そして、「子どもに配慮した介入を通じて子どもの権利を保護し促進させる」ことです。

ブータンにおける女性の現在の状況です。まず、女性は全人口のほぼ 48%です。(国家統計局ブータン人口住宅統計調査 2017 年の数値)

次に意思決定における女性の割合ですが、人口に占める女性比率に反して、国民議会における女性の割合は約 15%です。国家評議会の女性は 16%で、これは国王任命による 2 人の著名な女性メンバーを含んだ数です。

地方政府における女性のリーダーは 12.1%です。前回選挙の 2 人から大きく増加し、現在では、地方政府において 7 人の女性リーダーが活躍しています。

公務員高官の割合は、事務局長レベルや専門職を含めると 14.9%です。女性裁判官の比率は 14.5%です。また、国営企業の取締役会メンバーにおける女性は 9.9%です。

こちらのグラフは、女性・子ども国家委員会による女性に対する暴力の発生状況に関する 2017 年の調査です。44.6%の女性が、これまでの人生で何らかの暴力を経験しています。暴力の形態としては、身体的暴力、性的暴力、感情的虐待などです。



そして国際的な法的枠組みについてですが、ブータンは、女子差別撤廃条約に 1981 年に調印し、批准、更に子どもの権利条約は 1990 年に批准し、北京行動綱領、そして SDGs 目標も掲げています。

また、国内の法的枠組みとして、ブータン王国憲法の第 8 条と第 9 条では、女性と子どもに対する差別と搾取を禁止しています。更に、DV 防止法が 2013 年、子どものケアと保護法が 2011 年に施行され、ブータン刑法は 2004 年に発効され、その後 2011 年と 2021 年に一部改正されています。

更に、労働条件に関する規定も制定されています。ジェンダー平等のための国家政策としては、国家ジェンダー平等政策及びその行動計画は 2020 年、気候変動政策とその行動計画も 2020 年に制定されてお

ります。そして国家障がい者政策及びその行動計画は 2019 年、こども政策案と食糧及び栄養政策は 2015 年に制定されています。

次に組織体制です。女性・子ども国家委員会は主導機関として、女性と子どもの権利を促進し、保護しています。

ジェンダーと子どものフォーカルポイントのネットワークは、中央機関レベル並びに市民団体や民間セクターを含む地方レベルとも連携をしています。

ジェンダー専門家グループは、ゾンカク(県)及びトムデ(独立行政区分)の女性と子ども委員会にも置かれています。

モニタリングの枠組みとしては、SDGs の進捗のモニタリングと報告のための SDGs ダッシュボードがあり、ブータンの中央計画委員会である国民総幸福量委員会が担当しています。

ジェンダー平等モニタリングシステムは女性・子ども国家委員会が管轄しており、女性と子どもの状況に関する年次報告を作成し、女性と子どもの状況の進捗を報告しています。関連サービスとしては、通話無料のヘルプラインが 24 時間・年中無休で対応しています。被害者中心のアプローチとしての事案管理に加え、精神・社会的サービス及び社会復帰サービスも行っています。

女性と女子のためのサービスセンターは、複数の地域に設置されており、メンタルヘルス病院もあります。ジェンダーに基づく暴力と子ども保護の緊急対策として、コロナ禍やその他の緊急時に対応しています。

更に、青年や養育者のジェンダーに基づく暴力予防のための介入を地域の学校やコミュニティなどで実施しています。

ジェンダー平等は、現在の第 12 次国家 5 カ年開発計画においても優先課題です。特に、国家重要成果分野 10 では、SDGs 目標 5 と一致する「ジェンダー平等」を推進しています。

同様に、全ての国家重点成果分野において「ジェンダー主流化」が含まれており、国家重点成果分野 6、13、16 では、SDGs 目標 6 の安全な水とトイレ、目標 13 の気候変動、そして目標 16 の平和と公正にも取り組んでいます。

我々は様々な重要課題を抱えています。まず、ジェンダーと子どもの保護に関する問題への理解が不足していること、ジェンダーと子どもの保護に介入する部門の能力も不足しています。

また、サービス及び法施行のための制度的仕組みも極めて欠如しています。常に資源的にも限られており、これは人的・技術的・財政的資源全てに言えることです。

今後の戦略についてですが、第一には、強力かつ効果的な、法律と政策調整の枠組みを整備することです。更に、ジェンダー平等と子どもの保護に関する問題の支援活動及び意識啓発を強化すること、ジェンダーと子どもの保護に関する介入実施のために、担当部門の能力開発を制度化していくことが挙げられます。

また、3 つの法律、つまり、子どものケアと保護法(2011 年)、憲法改正法(2012 年)、DV 防止法(2013 年)の規則の施行を強化し、ジェンダーの平等と子どもの保護、並びに福祉のための資源(技術及び財政)を優先的に投入していくことです。

私の発表は以上です。ご清聴ありがとうございました。

**セシリア:**ありがとうございます、ウゲンさん。

チャットにあります質問を見ますが、まずは、北九州市立大学の田村先生、ゼミについてと学生たちのご紹

介もお願いします。

**田村:**はい。田村慶子と申します。画面を通してですけれども、皆様にお会いでき、非常にうれしく思っております。北九州市立大学において、ジェンダー平等を含むゼミをおこなっています。

ゼミの紹介をしたいと思います。主な目的は、どうすれば多数文化を共有する社会を形成できるかということです。これが主なテーマとなっており、そして 3 つのサブテーマを設けております。「性的マイノリティ」「ジェンダー」、そして「日本における外国人滞在者」です。

今年の 7 月 1 日には、JICA のスリランカ、ケニアなどを含む研修参加者とミーティングを開催しました。4 つのグループに学生を分け、4 つのトピックについて発表をおこなっていただきました。「日本の現代歴史におけるジェンダー」「メディアにおけるジェンダー」「ジェンダーと子育て」、そして「色とジェンダー」についての発表でした。

この画像が、そのミーティングに参加した学生たちです。今日もプレゼンテーションを拝聴して、皆さんにご質問させていただきます。

**セシリア:**田村先生、ゼミのご紹介をいただき、ありがとうございます。

それでは早速、質問を募りたいと思いますが、その前に、事前に「それぞれの国においては、どのような政策やシステムがありますか？ 女性の政治参画を促すために、どのようなことがおこなわれますか？ そして、クォータ制(注/議会における男女間格差を是正することを目的とし、性別を基準に女性又は両性の比率を割当てる制度)があるのであれば、いつどのように採用されたかをお聞かせください」という質問がありましたが、この質問には既に 4 カ国の発表者から回答をいただいております、後ほど参加者の皆様へこの質問の回答をお送りします。

では、大学生の方、質問をどうぞ。

**大学生:**質問します。ブータンの子どもたちの男女別就学率は、初等教育と中等教育と高等教育、それぞれ何%くらいでしょうか？ また、もし男女で差があるなら、その理由はなぜでしょうか？



**ウゲン:**皆さん、こんにちは。このような素晴らしい機会をありがとうございます。ブータンでの現状と課題について共有させていただきましたが、早速お答えしたいと思います。初等教育の就学率であります、女子が 96%、男子は 94%です。中等教育において女子は 79%、男子は 70.6%です。そして高等教育は女子が 90.4%、男子は 80.4%となっています。

中等教育・高等教育においては、男子のほうが、退学率が高くなっています。これは、親をサポートするために退学を余儀なくされる男子がいるということです。

中等教育・高等教育においては、男子の就学率がやや下がっているのですが、就学率においてほとんど男女の比率に差がないのです。全体の初等教育・中等教育・高等教育の就学率もほとんど男女差はないのです。

**セシリア:**ウゲンさん、ありがとうございます。女子の初等教育・中等教育、そして高等教育の就学率が高いということですが、それでもまだ問題はあるということなのですね。

その後の就業に関して、特に議員や管理職などの意思決定層への女性の参画率はまだ低いということ、またDVなど女性に対する暴力が問題であるということは、ウゲンさんに発表頂きました。

次の目的地に行く前に、あと1問質問を受けたいと思いますが、Q&A内の質問です。

ブータンでは、通話無料のヘルプラインで、対応を行っているという事ですが、携帯電話の所有率で男女の違いはあるのでしょうか。

**ウゲン:**携帯の所持率、スマートフォンの所持率はとても高いです。男女差はほとんどないです。数値はないのですが、私の認識ですと、2017年の国民調査によると98%の人口がスマートフォンを所有しています。

過疎地の女性の所有率も高く、少数の方を除きほとんど持っています。スマートフォンでなくても何らかの携帯電話を所有していますし、スマートフォンの所有率も男女共に非常に高いです。

**セシリア:**ウゲンさん、ありがとうございます。ブータンにもう1問質問があるようです。

「様々なプログラムが設立され、女性・子どものバランス均衡化に努めていることがわかりましたが、ジェンダー平等について女性が経験する問題というのはあるのでしょうか？ 特にDV、暴力について女性が特に直面している問題はあるのでしょうか？」

**ウゲン:**特に新たな点はないのですが、女性に対する暴力の調査がおこなわれたのは2017年で、かなりまん延率が高かったです。その調査に基づき、多くの介入がおこなわれました。

現時点においてこの問題の認識も高まり、報告率が高くなっています。暴力の率が高く見えるのですが、これは増加しているというよりも、報告率が高まっているのだと思います。だから、暴力率が高く見えていると思います。

それぞれに、報告する権利があるということ、そして、我々のほうでも暴力に対応するサポートがあることを啓蒙しています。それぞれ権利をもって、そのような暴力の状況から抜け出すことを我々は目指しており、それが周知されているのだと思います。

数年先に、また調査をおこないますので、その時点で暴力の増減を確認することができますと思います。

**セシリア:**ウゲンさん、ありがとうございます。

自分たちにはそのような権利があるのだということがわかる、そういったことを認識すると、暴力や搾取をするようなこと、虐待するようなことも少なくなるのかもしれないね。

そして、このような事例が起きているということが周知されれば、それに対応することもできますし、暴力の数も減少傾向になると思います。

我々は、女性に対する暴力をストップしたいと思いますが、そういった取り組みがされているということですね。

それでは、次の目的地に行きましょう。

## 発表 2カ国目 マラウイ共和国

**セシリア:** それでは、豊かなアフリカの地にまいりましょう。

マラウイは小さな国ですけれども、大きな心を持った人々が住んでいる国です。

### マラウイの紹介ビデオ

**セシリア:**

マラウイへのツアーで、マラウイ湖を見ることができましたね。これは国の象徴になっている湖で、世界でも魚の種類が多いとも言われています。多くの日本の方もお魚を食べに、マラウイに行きたいのではないのでしょうか。

このビデオで目を奪われたのは市場、マーケットがあるということです。

農業従事者の方は、遠くまで売りに行かなくても、近くのマーケットで売れるというのは非常に効率的ですね。これは、日本とは違うのかもしれませんが。

それではマラウイのSDG5、ジェンダーの平等についてどれだけ進展があったのか、という話を聞いてまいりましょう。

まず、マラウイのツアーガイドの1人目ジョセフ・カレロ・フィリさんは、ジェンダー・子供・障害者・社会福祉省の所属で、2人目のアリック・カテンガ・ムンサリさんも同じ省に所属されています。お二人からこの目標を達成するための問題点・チャレンジについてお話をいただきたいと思います。

**マツシャ:** おはようございます。私の名前はアリック・カテンガ・ムンサリと言います、日本ではマツシャさんと呼ばれています。

私は、SDGsの5.3と5.2の達成に向けた課題を皆さんと考えていきたいと思いますが、同僚のジョセフ・カレロ・フィリと共にこのプレゼンをおこないます。



本日のプレゼンテーションの概要です。国の概要、現状と背景、この2つのターゲットで達成されている成果、そして直面している課題についてご説明します。

最初に、マラウイという国はどんな国でしょうか。マラウイはアフリカ大陸の南東部に位置しております。マラウイは「アフリカの温かい心」とも呼ばれています。これは、マラウイ人がとてもフレンドリーだからです。

マラウイでは児童婚の問題がかなり深刻で、東部・南部アフリカ諸国の中で最も高い割合を示しており、42%に達しております。

ジョセフ: それでは、SDG5、つまりジェンダー平等の推進について、マラウイの進捗状況をお話します。



最初に、マラウイは、ジェンダー平等に関するSDG5の実施において、非常に重要な進展を遂げました。ジェンダー平等、ジェンダーに基づく暴力、そして有害な慣習などです。

過去数年間で、マラウイは、ジェンダー平等のための法的・政策的枠組みの構築、ジェンダーに基づく暴力、児童婚を含む女性や少女に対する暴力の撤廃において、大きな進展を遂げました。

この写真を見てください。マラウイが批准した国際条約の一つで、女の子たちがそのポスターを示しています。

マラウイには男女共同参画法があり、国として実施しているジェンダー関連の枠組みがいくつかありますが、ここ数年で大きな進歩を遂げ、ジェンダー平等が推進されています。

もう一つの成果ですが、この数年で意思決定機関における女性の割合が増加しました。

マラウイでは、男女平等、女性に対する暴力の問題についてのアドボカシー(注/advocacy 擁護)が活発になっています。

2021年の記念式典で、主賓としてマラウイ共和国大統領夫人が出席しました。これは一つの例ですが、私たちはジェンダー平等を推進し、ジェンダーに基づく暴力や有害な慣行に関する問題に対処するため、このように国レベルで変化を引き起こすことを推進しております。

また、マラウイにおけるSDG5の目標を達成するために、男女平等を促進するプログラムや介入策を導入しています。

我々のチャレンジには、女性と女兒に対する暴力を終わらせる、というイニシアティブもあります。もちろん、これも男女平等を促進するという取り組みの一つです。

このプログラムは、マラウイで女性と女の子が直面している課題に取り組んで、有害な慣習を排除するというものです。女性の社会参画を妨げているのは、社会規範やこうしたこの国の状況によるものなのです。

また、もう一つの成果をお話します。国や地方レベルでジェンダーマシーナリー(注/ジェンダー平等に関する直接の政策立案・調整機関)、男女平等のためのシステムを強化する取り組みを行っています。

そして、ジェンダーマシーナリーは、ジェンダー担当大臣のもとで組織され、どうやってジェンダー平等を促進するのかという議論をおこなっています。

私やマツシャさん、それから私の同僚も、JICAのトレーニングプログラムに参加して、ジェンダーマシーナリーの能力を高める訓練を受けております。

これまでの歩みを振り返ってみても、マラウイにはまだまだ多くの課題があります。

第一の課題は、マラウイでは暴力や虐待が数多く発生していることです。しかし、その事件が報告されることはありません。なぜならこれらの事件が近親者やパートナー、親族間で起きているからです。このような原因から、加害者を警察に通報することが非常に困難で、報告があがってこないのです。

もう一つのチャレンジは、虐待の被害者・生存者を救済するための制度がまだ十分でないということです。

当然、ワンストップ支援センターや、コミュニティの被害者支援ユニットなどはあります。しかし、ワンストップ支援センターは、国内全ての地区にはないのです。

コミュニティ被害者支援ユニットは、2010年に能力強化されましたが、現在はそのいくつかは休止状態と

なっています。

すなわち、法の施行が不十分だということです。多くの法律を制定しましたが、それが施行されていないという問題があります。その理由はリソースがないということです。

そういった機関がない、さらに裁判所などの機関は、被害者が住んでいる所からとても遠い所にしかない、といった問題があります。

さて、課題について続けますが、児童婚や予期せぬ妊娠、子どもの妊娠などの問題があります。「性と生殖に関する医療サービス」へのアクセスがまだまだマラウイでは限られています。一部のコミュニティでは、性や生殖の問題を話すこと自体がタブーであり、子どもがこういった問題にアクセスすると、その子どもは生意気だというふうに見られてしまいます。

子どもたちは、信頼のおける科学的な情報にアクセスし、それをもとに意思決定をしなければならないのに、信頼できる情報がないのです。

さらに、このジェンダーに関する問題を推進するのは、女性の問題だと考えられています。もし、コミュニティの中で男性がそういった問題を推進すると、批判されます。

現在、こういった男性チャンピオンの育成が非常に重要なのですが、まだ男性のジェンダー問題に対する関与が限定的であるため、もっと努力が必要です。

そして女性の経済的エンパワメントも限られています。女性の経済的な自立が遅れているし、まだまだギャップがあります。このギャップが、ジェンダーに基づく暴力の主な原因となっています。女性に経済力がなければ男性に依存せざるを得なくなり、女性自身で何か物事を決めることができません。

最後に、このターゲット SDG5 を実行する上での課題として、災害があげられます。

サイクロンアンナがマラウイを襲った後、人々の生活は大きな打撃を受け、特に女性や少女が被害者となりました。

また、新型コロナウイルス感染により、ジェンダー問題は悪化しました。学校のドロップアウトも増えたのです。

最後に有害な慣行に関するターゲット 5.3 の実施における課題について、お話をしたいと思います。

まず、私たちが直面している最大の課題は、投資が限られているということです。児童婚など問題を含む、有害な慣行を終わらせるためのプログラムへの投資がないのです。

もともとジェンダー平等を実現するためのプログラムには、優先順位が低いという問題がありますし、その他のプログラムに比べて短命に終わってしまうこともあります。

マラウイでは、ジェンダー平等プログラムのためのコーディネーションがなく、このプログラムのために入ってくるわずかな資源・投資も、ステークホルダー(注/stakeholder 利害関係者)との間で共有しなければなりません。少ない資源をできるだけ多くの人に届け、多くのコミュニティで分割しなければならないのです。

地域の中で様々な組織が存在し、組織間のコーディネーションがないので、その取り組みも重複してしまうことがあります。

マラウイでは、さらに有害な慣習をなくそうという努力に逆行するような、強力で有害な伝統や社会・文化的慣習がまだ存在しています。ですから、私たちの努力は強い反発と否定を受けます。

例えば、幼い女の子を結婚させたり、レイプをしたり、女性への虐待がおこなわれているコミュニティもありますが、これは伝統に根付いているものなのです。

SDG ターゲット 5.3 の実施における課題に貧困があります。貧困は児童婚や有害な慣習を助長する大き

な要因です。マラウイではほとんどの人が貧しく、お金を得られません。ですから、人身売買を含む、男女平等を促進しない悪習慣に人々が巻き込まれてしまうのです。それがジェンダー平等への障がいなのです。

法的枠組みの施行も限定的で、国レベルでは非常に優れた法律や政策を持っていますが実施することが非常に困難です。現地で政策を実施し、それを実行するためのリソースがあれば、ネガティブで有害な慣行の幾つかには対処できたと思います。しかし、それは非常に困難なことなのです。

最後に、政府の優先順位が競合していることも問題です。私たちの国は豊かな国ではありません。資源も限られています。もし予算がついたとしても、教育や経済などに優先順位をつけられ、伝統的な慣行に対処するための取り組みは重要視されないのです。

意思決定者にとっては、慣行に対する取り組みは重要ではないということなのです。病院の建設、学校や道路の建設のほうがコミュニティに働きかける影響が大きく、重要視されています。

ジェンダー問題というのは、いわゆるソフトウェア的な性格が強いので重要視されず、優先にもならないのです。

最後の課題はコロナ感染です。また、自然災害のような、予期せぬ世界的、また局地的な緊急事態が発生することも問題です。これは、男女平等を推進するイニシアティブの影響を受けます。例えばコロナのせいで、男女平等から得た利益や、有害な慣行に対処する目標を実施する上で障がいとなっております。ご清聴ありがとうございました。

**セシリア:**ありがとうございました。勇気をもってフェミニストと言ってくださった2人の男性に感謝します。

ジェンダー平等を推進する活動には男性の関与が少ないということですが、こうして男性のチャンピオンになってくださったジョセフさんとマツシャさんには感謝します。

質問を受ける前に、2人の女性もマラウイから参加していますので紹介します。2人のハンナさんです。ハンナさん1(ハンナ・キシヨンベ)、ハンナさん2(カツツ・リラニ・ハンナ・カルワ)とお名前が表示されています。

今、ジョセフさんとマツシャさんがおっしゃったことに加えて、何かコメントはありますか？

**ハンナ 2:**追加するとすれば、政府は様々な取り組みを行っています。特に、私たちの問題は、深い伝統的な慣習、社会的な慣習や規範が原因で、こういった伝統的な悪い慣習を変えようとしています。例えば、色々なセレモニーなどの場でも、新たなジェンダー平等のメッセージを国民に伝えていくような努力もしていますし、差別やジェンダー不平等の問題に、みんなで一生懸命対処しようと努力をしています。



**セシリア:**それではもう一人のハンナさん、何かコメントはありますか？



ハンナ 1: はい、ありがとうございます。追加して申し上げますと、マラウイで起きていることは私の同僚が話しましたが、問題は全員参加ということなのです。有害な慣習を根絶することと、男女の平等が重要だと思っています。私たちはコミュニティのリーダーと共に努力し、男女平等の重要性を国民に届けようとしています。その結果、ジェンダーに基づく暴力が悪いことであり、こうした取り組みは、誰一人として取り残されてはならないということが、だんだん人々に理解されるようになっていきます。



そして、それぞれのコミュニティにおいて、「チェンジ・エージェント」と言う、いわゆる変化を起こす主体者、リーダーを選び、取り組みを続けております。ありがとうございました。

セシリア: ありがとうございます。女性に対する暴力という議論は、非常にタイムリーです。11 月は、女性に対する暴力の撤廃に向けた、16 日間のキャンペーンをおこなうからです。

マラウイでは、貧困が児童婚の大きな原因の一つになっています。これは非常に大きな問題で解決が難しいものです。児童婚が文化の一つとなっていることが問題なのです。ですから、こうしたことへの変革を推進する人が必要になってくるのです。

セシリア: 1 つ質問が来ています。質問は、「組織の中の男女比で、ジェンダー問題に対処している男性と女性の割合を教えてください」という質問です。マラウイのパネリストの方、どなたかお答えいただけますか。ジェンダー・子供・障害者・社会福祉省におけるスタッフの男女比の割合を教えてください。

マツシャ: 我々の、ジェンダー・子供・障害者・社会福祉省では、女性の権利の推進を重視しており、たくさんの女性の活動家、男性の活動家があります。45%が男性、55%が女性です。そして我々の州では女性の職員の数のほうが多いです。

セシリア: それでも男性の割合も多いし、これはとてもいいことですね。

ジョセフ: 追加しますと、我々の省の大臣は最も人気があり、ジェンダーに関するダイレクターも女性なのです。

我々の政策である男女平等法は 40%~60%を境界値と考えています。大臣は、それを採用し、女性の割合を 60%としています。ですから大体 40%~45%が男性職員の数となるのです。

セシリア: ありがとうございます。次の質問は大学生です。

大学生(2 名): 2 つ質問します。1 つ目は、「国民は積極的にジェンダー平等を進めようとしていますか？一般的なジェンダー平等に対する国民の考えを教えてください。」

2 つ目は、「児童婚をなくすための具体的なプログラムは何ですか？」

セシリア: まず、マラウイの国民が積極的にジェンダー平等を進めているのか、という質問にお答えください。

ハンナ 2: はい。では、マラウイの国民がジェンダー平等に対してどういう意見を持っているのか、ということをお話したいと思います。

マラウイ国民は非常に積極的にこのジェンダー平等を進めようとしており、女性を国会議員としてたくさん選出しています。1994年の選挙のときは、女性の議員は5%でしたが、今は国会議員の23%が女性なのです。

それ以外にも、コミュニティや村の人々がジェンダー平等を進めるような法律を作っています。例えば、子どもは学校に行かなければならない、という法律です。これにより、子どもの予期せぬ妊娠などを防止することができます。

また、アドボカシーや、意識向上のプログラムもあります。先ほど16日間のキャンペーンを紹介しましたがこれもその一部です。

このようなキャンペーンやセレモニーを国中でおこなっており、多くの人々がこうしたイベントを見ることによって、ジェンダー平等の重要性を認識するのです。

公共分野において女性の進出が少なく、女性の内閣参加も少ないというジェンダーに関わる問題があります。大臣になる女性も少ないし、女性裁判官も少ないのですがラジオなどマスコミを通じて、女性が公共の職に就けるようなキャンペーンもおこなっています。ですからマラウイでのこうした問題に対する意識は高いと思います。

男性がこういった問題に関わり、意識を変えることも重要です。ジェンダー平等を進めるためには、男性の理解が欠かせません。女性と男性、双方のチャンピオンが必要なのです。それこそが最も重要なことではないかと考えています。以上です。

**セシリア:** ハンナさん、ありがとうございます。とても明確なお答えをいただきました。

時間がなくなってきましたので、マラウイのセクションはここで終わりたいと思います。

マラウイのパネリストの皆様は、2番目の児童婚をなくすための具体的なプログラムについての質問に対してチャットボックスを通じて答えていただけると幸いです。

それでは休憩後、次の国に行きたいと思います。

**進行:** アジア女性交流・研究フォーラムのことがわかるビデオをつくりましたので、休憩中はビデオでお楽しみください。

～休憩～

**「KFAW(アジア女性交流・研究フォーラム)の歩み」ビデオ**

## 発表 3カ国目 モルドバ共和国

**進行:** はい、少しの休憩時間でしたが、ビデオのほうはお楽しみいただけましたでしょうか。それでは、3カ国目のモルドバに行きたいと思います。

**セシリア:** ドバイの空港を発って、ヨーロッパ大陸に旅をしたいと思います。マラウイ、アフリカから、次は欧州大陸のモルドバです。それでは早速、機体に乗込みましょう。クリック一つでモルドバまで到着することができます。

### モルドバの紹介ビデオ

**セシリア:** モルドバは「大きくて広い心を持った小さな国」です。そしてモルドバはワインも有名で、古代の建設物もあり、非常に風光明媚な地方ということでよく知られています。日照時間も非常に長いのです。

コロナ禍においては、我々は距離をあまり意識しなくてもこうしてオンラインで旅をすることができます。モルドバはフィリピンや日本に比べると非常に広大だと思います。

さてモルドバの情勢についてお聞きましょう。ツアーガイドのヴラディミル・ネグラ、ブラッドさんは内務省警察総監庁の国際関係・欧州問題局の局長です。

ロディカ・ザドニプル、ロディカさんは国会事務局の支援と戦略開発部の上級コンサルタントです。それでは発表をお願いします。

**ロディカ:** ご参加の皆様や同僚の皆様、演者にお招きいただき、ありがとうございます。ロディカ・ザドニプルと申します。モルドバ国会事務局で支援開発部シニアアドバイザーをしております。

本日はモルドバ共和国の政治分野における女性の参画と平等なリーダーシップの機会についてお話しします。

国会への女性の参画という点では、モルドバ共和国は、持続可能な開発のための 2030 アジェンダを目指し、2015 年 9 月から SDGs 目標達成にコミットしています。

近年、モルドバは意思決定層への女性の割合を増やしています。2020 年には大統領、そして 2021 年には首相に女性が選出されています。

有権者や候補者としての選挙への女性の参加全般には、まだ改善余地があり、モルドバは国会議員、市長、地方議員に選出される女性の数において、200 カ国中 66 位です。

2019 年の調査によると、有権者は男性に投票する傾向があり、その傾向は議席の重要性に比例して、更に高くなっています。

モルドバ共和国議会は、唯一の立法機関であり、選挙で選ばれた 101 人の議員によって構成される一院制で、任期は 4 年です。現国会は 2021 年 7 月 11 日に選出されました。3 つの党派で構成され、それ



ぞれの党派が議会の代表権を獲得しています。国会の実務機関は、各党の比例代表制で構成される常任局です。更に、国会の機能を確保するための 11 の常任委員会で構成されています。

モルドバ議会における女性議員数は 2021 年の議会選挙で大幅に増加し、40%というモルドバ史上最大の立法府女性議員数を達成しました。

一方、国会の意思決定の場における女性の代表制が不均衡であることが指摘されています。13 人の常任局メンバーのうち女性はわずか 4 人です。

2020 年 12 月以降は、議長又は副議長に女性が選ばれていますが 2022 年、女性国会議員数は若干減少しています。

それでも、モルドバ共和国は女性議員の割合が高い欧州諸国の一つであると言えるでしょう。

党派ごとの女性議員の比率はこちらで示されるように、与党の女性議員は 26 人です。2 番目の政党の女性議員は 10 人、そして最小の野党の女性議員は 2 人です。

UNDP(注/United Nations Development Programme 国連開発計画)の支援を受け、議会は男女の利益を真に代表する効率的な機関を目指し、多くの重要なステップを踏み出しました。

国会の重要な方向性は、立法議会の監視と代表という機能においてジェンダーと人権を主流化することです。

2015 年には、ジェンダーの観点から議会内の政策・規則・プロセス、そして実践を分析し、重要なギャップを特定するため、国会初のジェンダー監査をおこないました。その分析から、より高い水準の男女平等を目指す、男女平等行動計画を採択しました。

今年 6 月、モルドバの女性国会議員は、SDG5 に沿った女性議員のプラットフォームを立ち上げました。このプラットフォームの使命は、政治、経済、そして公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参加を実現することです。

女性議員団は立法議会の監視の代表プロセスにおける能力を行使しています。その重点分野、政策、予算、法律におけるジェンダーの主流化です。国連機関の支援を受け、モルドバ共和国における、ジェンダー平等の促進と、弱い立場の人々のニーズに対応する議会の役割を強化するプロジェクトを現在進めています。

2016 年、議会は 15 の国内法の改正、並びに政党候補者と内閣任命者におけるジェンダー・クォータ制の導入に関する重要な法案を採択しました。これらの改正条項により、選挙機関におけるジェンダーバランスは劇的に変化しました。現在ではこれらの機関では、女性が少なくとも 40%を占めるということが保証されています。

議会は、女性に対する暴力及び DV の予防と撤廃に関する欧州評議会条約を批准しました。モルドバは欧州評議会 47 加盟國中 35 番目の批准国になりました。

私からは以上です。

**ブラッド:**ロディカさんからは、女性の公共分野への参画として、国会議会における女性の参画についてお話ししました。

私は、モルドバの完全かつ効果的な女性の参画及び平等な機会についてご紹介いたします。中央政府と地方政府における女性の割合、更に女性管理職に焦点を当ててご説明いたします。



私たちの社会には、ジェンダー的役割に関する古い固定観念があります。例えば、家族の世話と家事は女性の宿命であるというような固定観念が、特に農村部では今でも残っています。

更に、お金を稼ぐのは男性の義務であるというような考えも一般的なのですが、それは男女平等という観点からは正しい見方ではありません。

こちらの資料の人口就業率を見ますと、男女間で大きな差がないということがわかります。2020年の統計においても女性の就業率は非常に高く、大きな男女差はありません。更に女性の就業率は増加傾向が続いています。

次に、雇用形態としてパートタイムがあります。女性もパートタイムを活用し、就業の機会を得ています。というのは、子どもや家族の世話もしなくてはならないからです。男女平等の原則やルールをどのように受入れるか、というのは個々人の問題なのです。

このスライドは、経済部門別の就業人口構成を示しています。モルドバ共和国は農業国ですので、性別で見ても女性が農業部門で非常に活躍していることがわかります。

また、雇用形態別で見ると、女性は自営業者として自分でビジネスをすることに非常に積極的です。モルドバ共和国は男女平等を推進しており、過去5年間、ビジネスを立ち上げたいと考える女性も大幅に増加しています。

年齢別に見た就業率も上昇しています。女性の就業率は、特に45歳～54歳の年齢層においては男性を上回っています。

次に、起業家の男女比率を見てみましょう。会社経営者の35.2%は女性です。また、女性共同経営者の割合も半分強あります。

このスライドは、モルドバ共和国における大臣職の男女比を示しており、男性が大半の約70%、そして女性は約30%です。

また、公共部門の中で特に2つの分野、司法と警察について検討したいと思います。モルドバ共和国の司法、つまり裁判官の男女比率は、ほぼ50対50と男女平等になっています。

警察サービスにおける男女比も非常に良い事例です。モルドバ共和国では過去5年間、警察サービスへの女性の参画が増え続けています。現在、警察における女性の割合は20.5%であり、男性は約79%強です。

この資料は、モルドバの地方議会議員や市長の男女比です。ここでも女性の参画が進んでいることがわかります。市長総数898人のうち女性比率は21.8%です。地方議会議員の男女比においても女性の参画が増え続けており、議員総数10,472人のうち36.5%が女性です。同様に、地域そして市町村議会議員の男女比においても女性の活躍が進んでいます。

意思決定の職位における男女比率についてです。様々な組織図での数値があり、意思決定をおこなう管理職における数値もありますが、中でも女性比率は大臣職でほぼ30%、裁判官で50%、警察サービスで

は 20.5%となっていますが、意思決定の職位の中でも、警察組織における女性管理職の割合を示します。過去 5 年間の統計の推移をご覧ください。2021 年、女性の管理職は 112 人でした。一方、男性の管理職は 800 人でした。

このように女性の参画を促進させた要因は多々あります。まず、ジェンダー主流化と男女平等に関する情報へのアクセスがとてしやすということと、ロディカさんの話にもありましたとおり、強い政治的な意思と取り組みがされています。

また、2011 年以降はビザが免除されたことも大きな促進要因となっています。欧州の様々な国を実際に訪れる機会が開かれ、それが、男女平等の面でも欧州各国の良い事例を実際に経験する機会となっています。

また、モルドバ共和国にはジェンダーに関するコーチングやメンタリングの研修機会もあり、更に、女性のビジネスへの資金調達の機会も豊富にあります。女性のためのビジネスという考えは、欧州委員会などでも強いコミットを示しています。

そして、文化的なアプローチや固定観念を変え、その変化を受入れることが重要であり、この点は今も改善しています。私からは以上です。ご清聴ありがとうございます。

**セシリア:** どうもありがとうございます。我々は大きな勇気を得ることができました。

モルドバが、意思決定をおこなうような職位において女性の数をこれだけ大きく伸ばしているということは、我々にとって非常に勇気づけられるプレゼンテーションでした。

モルドバに対しての質問が上がっています。「インフラがどの程度のスピードで向上しているか？」という質問です。日本と比べることはもちろんできませんが、インフラは進んでいるし、大きく進捗していますので是非モルドバを訪れてください。

次は大学生からの質問です。「モルドバではウクライナの避難民を多く受入れています。世界情勢を鑑みて取り組みがされているかどうか？」ということです。そしてジェンダーギャップを、ウクライナ難民を受入れるということにおいても考えていらっしゃるでしょうか。男女比として、流入する避難民には男性比が高いとか、女性比が高いといったことはあるのでしょうかという質問です。それではツアーガイドのお 2 人にお聞きしたいと思います。

**ブラッド:** まず、私とロディカさんを招いていただき、この重要なフォーラムで講演の機会をいただきありがとうございます。

ご質問いただきましたが、ウクライナは大統領が批准し、60 歳以上の人は国外に退出してはならないということで、モルドバに来る人たちは女性・子どもが多くなっています。はい、我々はフェミニストとして避難民を受入れています。もちろん、ウクライナから一家全員を受入れることもあります。どのようにして男女共にモルドバに入ることができたかはわからないのですが、既に国内に入らっしゃるのであれば、我々は大きな心を持ってウクライナ難民をホストしていきたいと思います。

90%以上の避難民の人たちは女性や子どもだということ、つまり子どもと女性という家族の半分が我々の国に流入していることは、ウクライナの法に批准されているということなのです。

**セシリア:**「政府のジェンダー平等の取り組みに避難民の影響はありますか？ ジェンダーに対する態度やルールなどに何か影響がありますか？」という質問ですがいかがでしょうか。

**ロディカ:**ご質問ありがとうございます。議会・政府は、避難民の危機には直接関与しています。避難民の危機ということで、これはエネルギー危機にも直面しますので、我々は例外的な委員会を立ち上げ、問題に対応しています。

このような緊急事態への対応として、ウクライナ避難民には、モルドバに流入した場合、労働することができるような権利を付与しています。ウクライナ人に対し、いくつかの就業先を解放しています。既にモルドバで、200人以上のウクライナ避難民が定職についています。

様々な条項や取り決めに批准し、外部の関係機関との連携によってウクライナ避難民に対応しています。

また、避難民におけるジェンダー平等の取り組みですが、避難民であふれかえるような事態であれば、我々はジェンダーのいずれかということに、優先順位をつけることはできないと思いますが、今は、ジェンダーというよりも、女性と子どもを優先的に受入れるということ、意識的に政府の取り組みとしてやっています。

もちろんウクライナの男性は避難民のわずかな割合ですが、男性も避難民として受入れています。

**ブラッド:**追加でお答えしてよろしいでしょうか。まさにロシアの攻撃を受け、モルドバも国際社会全体もロシアの侵攻の影響を受けているということ認識してはなりません。

また、モルドバにおけるジェンダー平等については、ロディカさんもおっしゃったように、我々は緊急事態に対応する委員会を臨時委員会として立ち上げています。

これは、治安などを鑑みた経済危機に対応するものであり、また我々としては、エネルギー危機や経済的危機に対応することができるようにしています。

また、ウクライナの女性・子どもの受入れと、合意により男性も受入れています。男女の差異は特になく、できるだけ家族が引き離されないようにしたいと考えています。ウクライナからモルドバ当局に要請があったら、対応することもできます。

ということで、我々はモルドバの市民と同じようにウクライナ市民も男女平等に対応しております。

**セシリア:**次の国に旅立たなくてはなりません。まだ新しい質問が書き込まれていますがモルドバのツアーガイドのお2人にQ&Aボックスに、テキストで回答いただきましょう。

## 発表 4カ国目 フィジー共和国

**セシリア:**最終地にこれから参ります。フィジーです。アジア太平洋の島と一緒に行きましょう！

### フィジーの紹介ビデオ

**セシリア:**素晴らしいですね。ありがとうございました。

フィジーはやわらかいサンゴ礁の国として知られております。フィジー語の「ブラ！」というのは「人生」「生活」というふうに訳されます。さて女性のフィジーにおける生活、人生というものはどのようなものなのでしょうか。

それでは、フィジーのツアーガイドであるシャミム・ザフィヤさん、フィジー道路局、コミュニケーション部、コミュニケーションと社会セーフガード担当官からお話を聞いてみましょう。

**ザフィヤ:**皆様、こんにちは。私はシャミム・ザフィヤと言います。コミュニケーションとジェンダーコーディネーターを務めております。

「ブラ！」というのはフィジー語で「こんにちは！」という意味です。

フィジーの地理的な位置について簡単に説明します。フィジーは南太平洋に位置し、320の島々から構成されております。太平洋に浮かぶ小さな多文化国家で、人口は100万人未満、市場経済は主に観光と農業に基づいています。コロナによって大きな影響を受けました。



フィジーのジェンダー平等の国家機関は女性、子ども、貧困緩和省が担当しております。フィジーで実施されている政策や計画には、ジェンダーアクション、女性の行動計画などがあります。

5番目のSDGsの目標であるジェンダー平等、それからジェンダー平等を達成する目標というのは、女性と女兒のエンパワーメントということです。そして、様々な政策、関連情報、家事労働を中心に、世界レベルで盛り上がっているということが言えると思います。

SDGsの指標というのは、まず、女性によっておこなわれている家事労働、これが無償であると認識すること、そして、その削減と再分配が求められています。

このような状況によって、多くの女性や女兒が教育や就労の機会から遠ざけられているのです。各国がこの課題への取り組みに合意するというのは、大きな一歩の前進であると思います。ほかの国と同様に、フィジーでも無報酬の介護のほとんどを、家の中で女性がおこなっており過小評価されています。

フィジーの道路公社においては、技術的な役割を満たす女性の割合が10%未満となっています。この経済的な機会へのアクセスの男女差が、根深い社会規範に起因しているのです。ケアや家事に対する責任の配分を考え直す必要があります。

フィジーでの無償の家事・ケア・労働に費やす時間の男女差は、30～34歳の年齢グループにおいて、女性では39時間、男性はたったの14時間です。フィジーにおける労働力の参加率を見ますと、男性は76%、女性は37%です。失業率は男性が2.9%、女性が7.8%になっています。



我々は、有給と無給の活動を同時におこなっているということを認識し、ケアに関する政策や影響を与えるような様々なケアを有給とするような革新的な介入をおこなうということを考えなければなりません。

私たちの FRA(注/Fiji Roads Authority フィジー道路公社)では、女性による道路建設に関する懸念として、女性の関与が不足しているプロジェクト設計には、ジェンダーに特化した目標がなく、道路建設ネットワークや意思決定への女性の関与が、社会規範により塞がれているのです。

道路インフラの事業に女性が含まれないと、道路建設プロジェクトに懸念を表明する女性が社会から排除されてしまいます。

例えば道路インフラの利用パターンが男女で異なっていることや、それぞれの利益についての情報も少なくなるということです。プロジェクトの設計や公的介入についての懸念や意見を述べるための女性の意見が不足してしまいます。

FRA では、継続的にこの道路インフラの質を向上させることを目指し、女性や弱者の懸念を取り入れ、改善していくことを推進しております。

FRA においては、国土交通省・防災省・気象サービス省と密接に連携し、また、国際レベルでは JICA、ADB(注/Asian Development Bank アジア開発銀行)、世界銀行と連携をしております。

ジェンダー主流化の障がいとなる課題は、社会的な排除です。これは、性別・教育・場所・職業、また、これらの組合せからの社会的な排除があり、この状態では女性が意思決定に参加することができません。

女性は家事労働の主な労働力であるので、家庭やコミュニティの意思決定の場において、より良い管理ができると思います。例えば、新しい道路や橋を建設するときに土地を取得しなければなりません。しかし、女性は公平に保障を得られていないことがあります。リソースを管理する上でも、こうした考慮すべき重要な事柄があるのです。

これはジェンダーによる役割と責任についての資料です。毎日、これらの役割とその責任について、平均でどのくらいの時間を公平に女性と男性が割当てられているのかを考えなければなりません。また平等を達成するためには色々な問題があります。

例えば、性別の役割・責任に関する社会の態度や認識、平等な考え方を、男女間で解決していかなければなりません。特に、家事やケア、有給及び無給の生産的な仕事、家庭内の役割や責任については、コミュニティレベルでも、その責任が問われております。

女性や女の子、男性と女の子を比べた場合に、この SDG ターゲット 5.4 を理解して、色々な配分をしていく必要があります。

ジェンダー主流化に関する課題として、道路建設のネットワークや意思決定への女性の関与に関する社会的規範という問題があります。ジェンダーに特化した戦略を開発し、プロジェクトデザインによりネットワークをつくり、意思決定していく必要があります。また、恵まれない女性への利益が最大限となるように、ジェンダーに特化した戦略を策定していかなければなりません。

家庭での意思決定はどうでしょう。公的なコミュニティにおいての女性と男性の参加の割合を見ていきましょう。

そこには大きな違いがあります。資源配分や結婚の交渉、家族計画、コミュニティ活動、資源やサービスの利用などに関して適切な意思決定をおこなっている女性の割合、や関与の度合いは、男性と女性では大きく異なっています。

徐々にですが、前向きな変化が見られるようになりましたが、これらは短期間で達成されることではありません。男女平等を促進するためには長い時間がかかるのです。課題解決に向けて進展している活動の具体例を、皆さんに共有したいと思います。

ジェンダーに配慮した政策の実施として、道路建設プロジェクトへの女性の参加を促す法的枠組みづくりを関係省庁が提案し、道路プロジェクトにおける女性の参画と雇用も増加させています。また、協議、参加、意思決定を通じて、女性のエンパワーメントと参画を促すジェンダー行動計画を策定し、ジェンダー主流化へのプロセスに女性を関与させています。

政策課題への取り組みとして、まずはケアワーク関連の課題への取り組み方が必要となります。これには3つの関連した側面があります。この3つの側面をそれぞれ見て、どのように結び合っているのかを考えていきます。

まずは認識です。料理・掃除・水くみ・燃料集め・子どもや高齢者並びに病人の世話、これらの活動を認識する必要があります。また、時間配分調査、測定ツールの改善によって、それらの活動を可視化する必要があります。政策立案者や計画者に対して、無償のケアワークを見える化することで注目や投資を促すことができます。

無償労働の削減も重要です。無償ケアワークの時間的負担を減らすのは難しいことですが、多くの仕事を短期間で効率的にやることが重要です。

そして、家庭内のケアワークに焦点を当てたインフラ整備、省力化技術に投資し、女性が無償労働に費やす時間をできるだけ削減することが重要です。例えば省エネのストーブや製粉機、井戸、水道などを整備することです。

さて、役割の再分配ですが、男女間の労働、役割、責任を公平に再分配して女性の負担を減らすためには、女性・女兒、家族、コミュニティ、制度的環境にも同時に投資をおこない、女性の状況や立場に平等となる変化をもたらさなければなりません。重要なステークホルダーとして、女性と女兒がこの変化の媒体とならなければいけないのです。

さて、それでは対策について見てみましょう。ジェンダーに特化した戦略を策定し、女性たちの生活や生計に与える影響に対処して、恵まれない女性への利益を最大限にするようにしています。

これは協議、参加、意思決定を通じて、女性のエンパワーメントと参画を促すジェンダー主流化プロセスに女性を参加させること、また男女の異なる優先事項、ニーズ、インフラ利用のパターンに対応し、ジェンダーに配慮した設計を特化して実施するということだと思います。そして最も重要なのは、お互いが理解をするということです。

結論ですが、SDG ターゲット 5.4 のレンズを通して見ますと、フィジーでは家庭内のほとんどの無償のケアワークは、女性が担っています。それが軽視され、評価もされていません。

看護師、社会福祉士、教師などのケアの職種も、その大多数が女性です。技術的な労働力となる女性はたった 10%です。まずは有償労働、ケア、家事の責任分配に関する取り組みが必要です。ありがとうございました。

**セシリア:**ありがとうございました。ザフィヤさんは、フィジーの道路局コミュニケーション部のコミュニケーションと社会セーフガードの担当官です。インフラ部門というのは男性の比率が高いところで、ここはジェンダー平

等の実施がとても難しいところですが、ザフィヤさんからこれまでの取り組みをお話していただきました。

それでは質問者の北九大の大学生の方、どうぞ口頭でお願いします。

**大学生:** 私たちからは 2 つ質問があります。

1 つ目は、「女児の無償労働の原因について、ザフィヤさんはどう考えられているか。」2 つ目は、「女児が無償労働をすることによって学校や家庭内での学業に支障が出ているか」、ということについて伺いたいです。

**ザフィヤ:** ご質問ありがとうございます。

まず、無償の労働とは、例えば家事とか、それから介護、ケアなどで、期待値があるし価値があるのだということを認識する必要があります。価値があることが分かれば、女性や女児の社会に対する貢献も、きちんと評価されると思います。

2 番目の質問ですが、女の子が成長しますと、期待値は家事をするということになります。学校へ行くよりも家事をするほうが重要だということになり、つまり学校に行くのか、それとも家事をするのか、という難しい意思決定となるのです。また、その根深い原因は、貧困なのです。

重要なことは、有償のケアワークを男女間できちんと分担することで、そうでないと女の子は学校に行けません。

**セシリア:** はい、フィジーでの道路建設において、女性の参加、又は意思決定に女性が参加をしていない事実がありますが、これはどうしたらよいのでしょうか。

**ザフィヤ:** 例えば ADB や JICA のプロジェクトでは、ジェンダーアクションプランというのがあり、50%以上の女性が意思決定に参加するような取り組みがあります。

道路のデザインや、道路を実際に建設するためには、必ずそれぞれのプロジェクトに半分以上、女性が参加しなければならないと義務化されている取り組みがあります。

**セシリア:** ザフィヤさん、ありがとうございました。そして女の子の無償の家事労働についての質問があります。

**ザフィヤ:** 女の子だけに限らず家事労働というのは無償であるということで、これが非常に問題だと思います。

フィジーは非常に保守的な社会であるために、女の子は教育を受けることが重要だと思われる一方で、小さいときから家事をさせられます。それが非常に大きな問題だと思います。

すなわち、小さな頃から女の子は家事をするためにいるし、男の子は学校に行ったり外で遊んだりすることができるという明らかな差別があるのです。

**セシリア:** ありがとうございます。フィジーに対する質問ですが、「気候変動のインパクトについて」です。フィジーのような国では、非常に意味があることで例えば、海面上昇などがありますが女性の生活には何かインパクトがありますか？

**ザフィヤ:**女性の生活は大きなインパクトを受けています。子どもの世話をしたり、家事をしたりしますが、海面が上昇すると、いくつかの村では引っ越しをしなければならないのです。

これは、女性にとって非常に難しく、新しい土地で適応しなければなりません。男性は外に出て働くためあまり関係しませんが、女性は子供のために新しい学校を探したり、その土地のコミュニティに溶け込んだりしなければなりません。

**ゼシリア:**私たちのツアーも終わりに近づきました。私たちは4大陸4カ国を旅してまいりました。

ご参加の皆様、ツアーを楽しんでいただけましたでしょうか。観光地には行けませんでした。それぞれの国の状況がわかり、議論に参加して、様々なことを学ばれたのではないのでしょうか。

4つの国から来てくださったツアーガイドの皆様、本当にありがとうございました。そしてご参加の皆さま、本当にありがとうございました。

閉会

**進行:**それでは最後に、理事長の堀内より閉会のご挨拶をいたします。

**堀内:**皆さま本当にどうもありがとうございました。最初にご説明をすれば良かったのですが、このツアーで訪問したそれぞれの国には、SDG5のそれぞれの役目を担っていただきました。

最初のブータンは差別撤廃、2つ目のマラウイは伝統的な慣行の撤廃、それから3番目のモルドバは、ウクライナに関連した人道的な危機がございますので政治の分野も含めた男女平等がテーマでした。

それから最後のフィジーは、実は私は、ここまでSDGsが進んだのだと大変感銘を受けている部分のSDGターゲット5.4の無償の労働の評価、と無償の労働を軽減するための方法としてのインフラストラクチャーの推進を中心テーマとしておりました。

今日は、実際に4か国に、それぞれどう進んでいるかと共に課題があるということ、大変短い時間で非常に要点を掴んでご発表いただき、とても良かったと思っています。

最後に、北九州市立大学の学生の皆さまは、大変勉強されて、いろんな質問を出していただき、ありがとうございました。

皆さまの積極的なご参加のおかげで活発な議論もできましたので、一言お礼を申し上げさせていただきます。

**進行:**これをもって本日のイベントを終了いたします。皆様、本日はご参加いただきまして誠にありがとうございました。



M E M O

A series of horizontal dotted lines for writing.

第 33 回アジア女性会議—北九州  
報告書

発行 (公財) アジア女性交流・研究フォーラム  
〒803-0814  
北九州市小倉北区大手町 11-4  
TEL (093) 583-3434  
FAX (093) 583-5195  
URL <http://www.kfaw.or.jp>

発行月 令和4年 12月